# G7プーリア首脳コミュニケ

## <前文>

我々G7首脳は、歴史の重大な局面にあり、国際社会が相互に結びついた複合的な危機に直面する中で、世界的な課題に対応するための我々の変わらぬ結束と決意を再確認するため、プーリアに集まった。

我々は、民主的な原則と自由な社会、普遍的人権、社会の進歩並びに多国間主義及び法の支配の尊重に対する我々の共有された信念を改めて表明する。我々は、機会を提供し、共有された繁栄を追求することにコミットする。我々は、全ての人の利益となる国際的なルール及び規範の強化を追求する。

我々の活動は、国連(UN)憲章を尊重し、国際社会の平和及び安全を守り、自由で開かれた、 ルールに基づく国際秩序を堅持するというコミットメントに基づく。我々は、我々の変化する世界を 反映した、より効果的で、包摂的で、衡平なグローバル・ガバナンスを支持する。我々は、世界の 全ての部分において、人間の尊厳及び法の支配を堅持するとのコミットメントを再確認する。

我々は、我々の時代の喫緊の課題に対処するため、G7及び他の主体と共に取り組む。我々は、

- 必要とされる限り、自由と復興のためのウクライナの闘いを支援するために連帯する。ゼレンスキー大統領の出席の下、我々は、プーチン大統領に誤りようのないシグナルを送りつつ、動かせないようになっているロシアの国家が有する資産の特別な収益を活用し、約500億米ドルを利用可能とすることを決定した。我々は、ロシアの防衛産業基盤を縮小し資金を断つための共同の取組を強化する。
- ガザにおける即時停戦、全ての人質の解放及び二国家解決につながる平和に向けた確か な道筋へと導く、提案されている包括的な交渉案への支持で結束している。我々はまた、人 道支援の大幅で持続的な増加を求める。
- 衡平で戦略的なパートナーシップの精神に基づき、アフリカ諸国に関与する。これら諸国が、 自国の人々に持続可能な開発及び産業の成長をもたらすべく取り組むに際し、我々は、G7 グローバル・インフラ投資パートナーシップ(PGII)を通じたものを含め、持続可能なインフラ に投資するためのそれぞれの取組を前進させており、また、我々は、いくつかのアフリカの パートナーと共に、「アフリカにおける成長のためのエネルギー」イニシアティブを立ち上げた。
- 貧困を削減すること及び世界的な課題に対応することは共に進むことを認識しつつ、各国が彼らの未来に投資し、持続可能な開発目標(SDGs)を達成することを可能にするよう行動する。我々は、世界銀行が今後10年間で700億米ドルまで融資を拡大することを可能にしつつ、より良く、より大きく、より効果的な多国間開発金融機関を実現するため、我々の役割を果たす。我々は、債務負担に対処するための国際社会からの行動を求める。
- プーリア食料システム・イニシアティブ(AFSI)の立ち上げによるものを含め、世界的な食料 安全保障を強化し、気候変動への強靱性を強化する。

- ジェンダー平等への我々のコミットメントを再確認する。国際金融機関と共に、我々は、女性のエンパワーメントを高めるため、3年間にわたって少なくとも200億米ドルを開放する。
- 野心的な1.5度に沿った国が決定する貢献の提出によるものを含め、気候変動、汚染及び生物多様性の損失という3つの危機に対処する具体的な措置を講じる。我々は、森林及び海洋を保全し、プラスチック汚染を終わらせるための世界的な取組の先頭に立つ。
- 出身国及び経由国とのパートナーシップにより、移住に対処し、課題に取り組み、それがもたらす機会をとらえる我々の共同のコミットメント及び強化された協力を確認する。我々は、非正規の移住の根本原因、国境管理を強化し国際組織犯罪を抑制する取組及び安全で正規の移住の道筋に焦点を当てる。我々は、「移民の密入国を阻止し対抗するためのG7コアリション」を立ち上げた。
- 人工知能(AI)の利益を活用し、リスクを管理するための我々の協力を深化させる。我々は、 仕事の世界におけるAIの利用に関する行動計画を立ち上げ、「高度なAIシステムを開発する組織向けの国際行動規範」の実施を支援するためのブランドを策定する。
- 強固で包摂的な世界経済の成長を促進し、金融安定を維持し、雇用の推進並びにデジタル 及びクリーン・エネルギーへの移行の加速のために我々の経済に投資する。我々はまた、 ルールに基づく多角的貿易体制を強化し、21世紀にふさわしい、より安定的でより公正な国際課税制度を実施することに引き続きコミットしている。
- 経済的強靱性を推進し、公平な競争条件及び我々の経済安全保障を損なう非市場的政策 及び慣行に立ち向かい、世界的な過剰生産の問題に対処するための我々の連携を強化す るため、共に行動する。

これら全ての優先事項を推進する上で、G7における我々のパートナーシップは、協調的な方法で、開かれ透明性をもって協力するという我々の共同のコミットメントにより導かれ続ける。

我々は、ローマ教皇フランシスコ台下の出席及び貢献に感謝する。

共有された責任の精神に基づき、我々は、アルジェリア、アルゼンチン、ブラジル、インド、ヨルダン、ケニア、モーリタニア、チュニジア、トルコ及びアラブ首長国連邦の首脳の参加を温かく歓迎する。

# <ウクライナへの確固たる支援>

我々は、必要とされる限りの我々の揺るぎないウクライナへの支持を再確認する。我々は、国際的なパートナーと共に、ウクライナとウクライナの人々に軍事、財政、人道及び復興の支援を提供し続けることを決意している。我々は、ウクライナの緊急の短期的な資金ニーズを満たす支援並びに長期の復旧及び復興の優先事項の支援に引き続き強くコミットしている。

ロシアは、その違法な侵略戦争を終結させ、自らがウクライナにもたらしている損害を賠償しなければならない。世界銀行によれば、これらの損害は現在4860億米ドルを超えている。ウクライ

ナで生じさせた損害を賠償するか否か、またいつ行うかをロシアが決めるのは正しいことではない。 自らが生じさせている損害を賠償するロシアの国際法上の義務は明確であり、そのため、我々は、 ロシアにこれらの義務を果たさせるための全ての合法的な方法を検討し続ける。

我々は、時はロシアに味方している、インフラや生活を破壊することはロシアには何の結果ももたらさない、又は、ウクライナを経済的に破綻させることによりロシアが打ち勝つことができるといった、あらゆる誤った考えを払拭することを引き続き決意している。ロシアに対する長期化した防衛に直面するウクライナの現在及び将来的なニーズを支える観点から、G7は、本年末までにウクライナへの約500億米ドルの追加的な資金を利用可能とするために、「ウクライナのための特別収益前倒し(ERA)融資」を立ち上げる。

したがって、その他のあり得べき貢献を予断することなく、また、結束して、G7は、欧州連合及びその他の関係する管轄下にあるロシアの国家が有する資産が動かせないようになっていることに起因する、将来の特別な収益のフローにより利払いされ返済される資金を提供する意図を有する。これを可能にするため、我々は、この融資に利払いし返済するために、これらの将来の特別な収益のフローを使用することについて、これらの管轄下の承認を得るべく取り組む。我々は、ロシアが侵略をやめ、ウクライナに対して自らが生じさせた損害に対してロシアが支払を行うまで、全ての適用可能な法令及びそれぞれの法制度と整合的に、我々の管轄下にあるロシアの国家が有する資産を引き続き動かせないようにしておくことを確認する。我々は、ウクライナにこの支援を提供するとの我々のコミットメントについて、連帯を維持する。

我々は、我々それぞれの法制度及び行政上の要請の制約の中で、ウクライナの軍事、予算及び復興のニーズに資金を供与する複数のチャンネルを通じて、この資金を拠出する意図を有する。復興に関連して、我々はまた、資金の拠出を調整することを助け、ウクライナが効果的に吸収できるペースでこれらがウクライナの最優先のニーズに沿うことを確保するため、ウクライナ復興ドナー調整プラットフォームを強化する。これは、欧州への道に沿ったウクライナの改革を前進させるための鍵となる役割を果たす。

上記の観点から、我々は、年末までに拠出を開始するために、ERAのためのこれらのコミットメントを予定通り実行することを我々の関係閣僚及び実務者に指示する。

我々が2月のウクライナに関する声明で改めて表明したように、ウクライナは、ロシアによる残酷で不当な侵略戦争に対し、自らの自由、主権、独立及び領土一体性を守っている。我々は、ロシアによる、国連(UN)憲章及び国際秩序を支える基本原則を含む国際法のあからさまな違反を、可能な限り最も強い言葉で非難し続ける。ロシアのウクライナに対する侵略戦争の文脈における、ロシアによる核兵器のいかなる使用も許されない。したがって、我々は、ロシアの無責任な核の威嚇のレトリック及びベラルーシにおける核兵器の配備の発表を含む戦略的威嚇の態勢を可能な限り最も強い言葉で非難する。我々は、国際法に沿って、ウクライナの人々に対する残虐行為に

責任を有する者の責任を追及することに引き続きコミットしている。我々はまた、外国企業の接収を非難し、ロシアに対し、これらの措置を撤回し、彼らに標的にされている企業との受け入れ可能な解決策を追求するよう求める。

我々は、ウクライナの自衛権を支持し、2023年7月にビリニュスで承認したウクライナ支援に関する共同宣言に基づく、二国間の安全保障上のコミットメント及び取決めを実施することによるものを含め、ウクライナの長期的な安全保障に対する我々のコミットメントを改めて表明する。我々は、ウクライナの自衛を支援するために、我々の生産及び輸送能力を増加させている。我々はまた、ウクライナが自国の軍を近代化し、自国の防衛産業を強化することを支援する取組を支持している。我々は、人命を救い、重要なインフラを保護するために、ウクライナの防空能力を支える決意を表明する。

我々は、既に実施されている包括的な制裁パッケージ及び経済的措置を基礎として、ロシアの 戦争コストを引き上げることにコミットしている。我々の措置は、軍事機構を構築し侵略に資金を投 入するロシアの能力に重大な影響を与えてきたが、ロシア軍は、今もウクライナのみならず国際的 な安全保障に対する脅威となっている。

我々は、我々の法制度と整合的に、金融機関を含む、中国及び第三国に所在するロシアの軍事機構を実質的に支援する主体並びに中国に所在するロシアによる防衛産業基盤のための品目の獲得を促進する他の団体に対して、措置をとり続ける。

この文脈で、我々は、金融機関を含むロシアによる防衛産業基盤のための品目又は装置の獲得を促進するこれらの団体が、ウクライナの領土一体性、主権及び独立を損なう行動を支援していることを改めて表明する。したがって、我々は、我々の法制度と整合的に、中国の団体を含め、第三国に所在するこの活動に関与する特定の個人及び団体による濫用を防止し、我々の金融システムへのアクセスを制限する制限的な措置を科す。我々は、ロシアの侵略に実質的な支援を提供することを即時に停止できなかった全ての者に深刻なコストを科すことや、国内の執行を強化し、企業責任を推進するための我々のビジネスへの関与を強化することによるものを含め、ロシアが我々の制裁を回避することを支援する主体に対し、力強い行動をとる。我々は、金融機関に対し、ロシアの軍事機構への支援及び同機構から利益を得ることを控えるよう求める。我々は、この行動を抑止し、妨げるための更なる措置を講じる。

我々は、エネルギー及びその他の商品からのロシアの収入に対し、大きな圧力をかけ続ける。これは、市場の安定性の維持に取り組みつつ、石油のプライス・キャップ政策の遵守及び執行を強化する更なる措置を講ずることにより、その効率を改善することを含む。我々は、それぞれの地理を活用した制裁及び革新的な執行活動を含め、影の船団を手段とした我々の制裁を回避するロシアの詐欺的な代替的輸送行為の使用と闘うための措置を講じる。我々は、この活動を促進している産業主体に対し、こうした慣行に関連する金銭的な責任並びに環境やレピュテーションを毀

損するリスクについて検討することを求める。我々は、ロシア産の石油の輸送中に詐欺的な行為に関与した者及びプライス・キャップの違反又は代替的なサービス提供者を用いた石油販売から追加的な収入を得るためにロシアが発展させたネットワークに対して追加的な制裁措置を科す。我々は、将来のエネルギー・プロジェクトの開発を阻害し、これらのプロジェクトが依存する物品及びサービスへのアクセスを妨げることにより、ロシアの将来のエネルギー収入を制限するための更なる措置を講じ続ける。我々は、金属からのロシアの収入を減らす我々の取組を継続する。

早期復旧措置及びロシアによるウクライナのエネルギーインフラの増大する標的化に起因する 現在のエネルギーの緊急危機への対処を含め、ウクライナの復興は引き続き鍵となる優先事項 である。我々は、G7+(プラス)エネルギー調整グループを通じた国際的な支援の調整によるもの を含め、ウクライナのエネルギー安全保障に対する我々の力強い支援を改めて強調する。我々は、 ウクライナ復興ドナー調整プラットフォームを通じ、また、民間投資の動員及び市民社会の参加を 促進により、ウクライナ当局や国際金融機関と協働し続ける。

我々は、国内で退去させられた340万人のウクライナ人という現実、包摂的な復旧の重要性、並びに女性、子供、障害者及びその他のロシアによる侵略戦争から不均衡に影響を受けている人々の集団のニーズに対処する必要性を強調する。障害のある戦闘員及び市民の社会への再統合は引き続き優先事項である。我々は、ロシアに対し、ロシアが不法に拘束した全ての者を解放し、不法に移送または追放した全ての民間人について、まず子供から、安全に帰還させるよう求める。

我々は、世界の食料供給、特に最も脆弱な国にとって不可欠な、ウクライナの農業部門への支援を改めて表明する。したがって、我々は、ウクライナから黒海を越えての穀物、食料品、肥料及び投入物の阻害されない供給を求め、EU連帯レーン及びゼレンスキー大統領の「ウクライナからの穀物」イニシアティブの重要性を想起する。

我々はまた、ウクライナの持続可能な経済復興に我々の民間部門を関与させるために取り組んでいる。我々は、特に汚職対策、司法制度改革、地方分権化及び法の支配の推進の分野において、ウクライナ自身が国内改革の取組を実施し続けることを歓迎し、その重要性を強調する。我々は、これらの努力におけるウクライナの政府及び人々の取組を支援し続ける。我々は、2月19日に東京で開催された日・ウクライナ経済復興推進会議及び6月11・12日にベルリンで開催されたウクライナ復興会議を基礎とし、また、我々は、2025年のローマにおける次回のウクライナ復興会議に期待する。

我々は、6月15・16日にスイスで計画されている、ウクライナの主権及び領土一体性を尊重しつつ、国際法、国連憲章及びその原則に基づく平和のための枠組を構築するための「ウクライナの平和に関するサミット」を歓迎する。我々は、ゼレンスキー大統領の平和フォーミュラの鍵となる原則及び目標に対する可能な限り幅広い国際的な支持を達成するために取り組み続ける。

我々の究極的な目標は、引き続き、国際法並びに国連憲章及びその原則に沿った、公正で、 永続的かつ包括的な平和、並びにウクライナの主権及び領土一体性の尊重である。我々は、必 要とされる限り、ウクライナと共にあり続ける。

# <ガザにおける紛争>

我々は、2023年10月7日のハマス及びその他のテロリスト集団によるイスラエルへの残忍なテロ攻撃に対する最も強い非難を改めて表明する。我々は、イスラエルとその人々に対する完全な連帯と支持を表明し、イスラエルの安全に対する我々の揺るぎないコミットメントを再確認する。自国を守る権利の行使に際し、イスラエルは、いかなる状況においても、国際人道法を含む国際法の下での義務を完全に遵守しなければならない。我々は、ハマスがその軍事活動のために民間インフラを使い続け、ガザの市民から自らを分離及び区別することを怠っていることを非難する。我々は、全ての市民の犠牲を等しく憂慮し、特に女性や子供の受け入れられない数の市民の死傷者数に重大な懸念をもって留意する。我々は、全ての当事者に対し、市民の生命を守るために実現可能なあらゆる措置を講じるよう求める。

我々は、ガザにおける即時停戦、全ての人質の解放、ガザ全域での人道支援の大幅かつ持続的な増加、並びにイスラエルの安全上の関心及びガザのパレスチナ市民の安全が保証される恒久的な危機の終結につながる、バイデン大統領により概説された包括的な交渉案を完全に支持する。この点に関し、我々は、国連安保理(UNSC)決議第2735号(2024年)を歓迎する。我々は、ハマスに対し、決議第2735号に概説された停戦提案を完全かつ明白に受け入れ、実施するよう改めて求め、ハマスに影響力を持つ国々に対し、ハマスがそうするよう支援するよう要請する。我々は、イスラエルのこの提案の受け入れ及びそれを前進させる用意があることを歓迎する。

我々は、全ての当事者に対し、援助を必要とする市民、特に女性や子供のための人道支援の迅速かつ妨げられない通過を促進するよう要請する。国際人道法と整合的に、かつ、ラファ検問所を含む全ての関連する陸路の検問所、アシュドッド港を通じたものを含む海上輸送ルートを通じて、またガザ全域において、完全で、迅速で、安全で、妨げられないあらゆる形態の人道アクセスを確保することは、引き続き絶対的な優先事項である。我々は、国連パレスチナ難民救済事業機関(UNRWA)及びその他の国連機関や組織の分配ネットワークが、その使命を効果的に果たしつつ、最も必要としている者に支援を完全に届けることができることが不可欠であることに合意する。

我々は、ラファで進行中の地上作戦が一般市民に及ぼす影響、また市民に更なる悲惨な結果 をもたらすであろう全面的な軍事攻撃の可能性を深く懸念している。我々はイスラエル政府に対し、 そのような攻撃を控えるよう求める。

我々は、パレスチナ自治政府の新内閣の任命を歓迎し、パレスチナ自治政府が西岸及び紛争

後のガザにおいて責任を担うことを可能とするために不可欠な改革に取り組む中で、同自治政府を引き続き支援する用意がある。イスラエル政府による税還付金の差止めを含め、パレスチナ自治政府を弱体化させる行動は止めなければならない。西岸の経済的安定を維持することは、地域の安全保障にとって不可欠である。我々は、イスラエルに対し、必須の金融取引と不可欠なサービス貿易が継続するよう、イスラエルとパレスチナの銀行間のコルレス銀行サービスが維持されることを確保し、緊急の財政需要の観点から、差止められている税還付金をパレスチナ自治政府に解放し、西岸の経済状況の更なる悪化を回避すべくその他の措置を撤廃又は緩和するために、必要な措置を講じることを求める。

我々は、イスラエルとパレスチナという二つの民主主義国家が、国際法及び関連する国連決議と整合的に、安全かつ承認された国境の中で平和的に共存する二国家解決のビジョンへの我々の揺るぎないコミットメントを改めて表明し、この点に関し、パレスチナ自治政府の下でガザ地区が西岸と一体となることの重要性を強調する。我々は、パレスチナ国家の承認を含め、適切な時期における相互承認がその政治プロセスの不可欠な要素となることに留意する。

我々は、市民社会の平和構築の取組が、交渉され永続的なイスラエルとパレスチナの和平に必要な基盤を築くためのより大きな戦略の一部となるよう確保しつつ、そのような取組に対する 我々の支援を緊密に調整し、制度化するため共働し、また他の国際的なパートナーと共に取り組むという我々のコミットメントを確認する。

全ての当事者は、イスラエルによる入植地拡大及び入植拠点の「合法化」を含め、二国家解決の見通しを損なういかなる一方的な行為も控えなければならない。我々は、西岸の安全と安定を損ない、永続的な平和の見通しを脅かす、パレスチナ人に対する過激な入植者による暴力の増加を非難する。我々は、西岸が引き続き安定し、パレスチナ国家の究極的な樹立に資することを確保するため、パレスチナ自治政府治安機関への支援を奨励する。

我々は、地域のパートナーと共に、紛争が更にエスカレートするのを防ぐために深く関与している。我々は、受け入れられないエスカレーションを示した、4月13・14日のイランのイスラエルに対する攻撃への断固たる非難を改めて表明し、また、我々は、イスラエルの安全に対する我々のコミットメントを再確認する。我々は、全ての当事者に対し、緊張を緩和し、沈静化のために建設的な方法で貢献するよう求める。

我々は、ブルーライン沿いの情勢を特に懸念している。我々は、そうしたリスクを軽減する上でのレバノン国軍(LAF)及び国連レバノン暫定隊(UNIFIL)による不可欠な安定化の役割を認識する。我々は、全ての関係者に対し、国連安保理決議(UNSCR)第1701号と整合的に、更なるエスカレーションを回避するために自制することを要請する。

# <紅海における航行の自由>

我々は、紅海及びアデン湾を通過する国際的及び商業的な船舶に対するホーシー派による現行の攻撃を非難する。これらの違法な攻撃は終わらなければならない。我々は、ホーシー派によるギャラクシー・リーダー号及びその乗組員の即時解放を求める。我々は、国連安保理決議(UN SCR)第2722号に沿って、また、国際法に従い、各国が自国の船舶を守る権利を改めて表明する。

EUのアスピデス海洋作戦並びに米国が主導する「繁栄の守護者」作戦は、世界貿易の根幹である重要航路を守るために不可欠な役割を果たす。海上安全保障並びに航行の権利及び自由は、世界中の目的地と人々にとり必須の物資を自由に移動させるために不可欠である。これは、イエメンの人口の半数以上への命を救うための人道支援の提供を含む。

紅海におけるホーシー派による継続的な攻撃は、地域を不安定化させ、航行の自由及び貿易の流れを止め、イエメンの和平に向けた国連主導のロードマップを危険に晒す。我々は、ホーシー派に対し、国際人道法の下での義務を遵守し、紅海、アデン湾及びその周辺海域における攻撃を停止することを求める。我々は、イエメンの当事者に対し、国連の支援下で2023年12月に達成された和平プロセスに関する了解を進めるための前向きな取組を継続することを更に求める。

# **<イラン>**

イランは、不安定化させる行動を止めなければならない。

我々は、イランが決して核兵器を開発も取得もしてはならないとの我々の決意を改めて表明する。我々は、テヘランに対し、核のエスカレーションを停止及び反転させ、信頼に足る民生上の正当性がない継続的なウラン濃縮活動を中止することを要請する。イランは、6月5日の理事会決議を含め、国際原子力機関(IAEA)の監視及び検証メカニズムに完全に協力及び遵守しつつ、真剣な対話に関与し、その核計画が専ら平和的であるという説得的な保証を提供しなければならない。我々は、イランの核関連の義務及びコミットメントに関するIAEAの監視及び検証の役割を支持し、現在のイランの同機関への協力の欠如に強い懸念を表明する。

我々は、イランに対し、ウクライナにおけるロシアの戦争への支援を停止し、実質的かつ重要なエスカレーション及び欧州の安全保障への直接の脅威を意味する、弾道ミサイル及び関連技術の移転を行わないよう求める。我々は、新規かつ重大な措置を含め、迅速かつ協調的な方法で対応する用意がある。

我々は、中東においてイランがその悪意ある活動及び不安定化させる行動を止めるよう求め、また、我々は、更なる不安定化をもたらすイニシアティブに応じて、更なる制裁を科し、又はその他の措置を講じる用意がある。我々は、MSCアリエス号とその残る乗組員及び積荷の即時解放を求め続ける。

我々は、特に女性、女児及び少数派グループに対する、イランの人権侵害への我々の深い懸念を改めて表明する。我々は、イランの指導者に対し、二重国籍者や外国の市民を含め、不当かつ恣意的な全ての拘束を終わらせるよう求め、その市民に対する容認できないハラスメントを非難する。

# <アフリカ諸国とのパートナーシップの促進>

我々は、持続可能な開発及び現地での価値創造を達成し、民主的ガバナンスを強化し、国際的な安定及び繁栄に貢献し、ルールに基づく国際秩序を守るためのアフリカ諸国の取組に対する我々の支援を強化することにコミットしている。そうするに際し、我々は、共有された原則、民主的価値、現地のオーナーシップ及び具体的なイニシアティブに根ざす公平なパートナーシップに引き続き焦点を当てる。我々は、改善された現地及び地域の食料安全保障、インフラ、貿易及び農業生産性のための統合されたアフリカ大陸の計画を含む、アフリカ連合アジェンダ2063並びにアフリカ諸国のニーズ及び優先事項に我々の取組を整合させる。我々はまた、今後10年間のアフリカの成長の不可欠の指標となるアフリカ大陸自由貿易圏の運用化を支持する。

我々は、アフリカ諸国及び地域機関との互恵的かつ公平な協力を強化する。アフリカ諸国に 我々の継続的な財政支援を保証しつつ、我々は、G7の協力資源の連携と有効性を強化し、現地 の国内資源のより良い動員及び管理を支援し、民間投資の増加を推進する。我々は、国際機関 におけるより大きな声を求めるアフリカ諸国の要求を支持し、アフリカ連合(AU)のG20への常任 メンバーとしての参加及び11月の国際通貨基金(IMF)理事会におけるサブサハラ・アフリカのた めの第三の理事の設立を歓迎する。我々は、民間部門での投資を増加させ、構造改革及び現地 の起業支援を推進し、エネルギー部門におけるものを含む協力を強化するための手段として、G2 O「アフリカとのコンパクト」への支持を改めて表明する。EUグローバル・ゲートウェイのようなイニ シアティブを含むG7グローバル・インフラ投資パートナーシップ(PGII)は、透明性のあるプロジェ クト選定、調達及び金融に支えられた、アフリカにおける持続可能で、強靱で、経済的に実行可能 なインフラという我々のビジョンを推進するために使用する枠組を提供する。この観点から、我々 は、イタリアが立ち上げたアフリカのためのマッテイ計画を歓迎する。

持続可能な開発及び民主主義は、相互に補強し合うものであることを認識しつつ、我々がテロ、 暴力的過激主義及び不安定化につながる状況に対処する上で、我々は、民主的ガバナンス及び 人権の前進に関するアフリカ諸国の政府への支援に対するコミットメントを改めて表明する。この 点に関し、我々は、不安定化させる影響をもたらしている、クレムリンにより支援されているワグナー・グループ及びロシアにより支援されているその他の新興勢力の活動を懸念している。我々は、 人権侵害に責任のある全ての者の説明責任を求める。

各国は、貧困との闘いと地球を守ること又は世界的な課題に対処することの間で、もしくは債権者に返済することと開発に更に投資することの間で、選択を強要されるべきではない。我々は、今

日の世界の課題にふさわしい国際的な財政枠組を進化させることにコミットしている。我々は、開発、気候及び自然への追加的な資金を提供し、民間部門の投資を促進するための鍵となる世界的なステークホルダーの間の連携を促進するために取り組む、G20「アフリカとのコンパクト」や「人類と地球のためのパリ・パクト(4P)」のようなパートナーシップの野心を支持する。ナイロビ・ワシントン・ビジョンに概説されるように、我々は、国際社会に対し、国内的な資源動員の重要性を強調しつつ、野心的な改革と投資計画にコミットする意欲がある途上国のための持続可能で透明な資金を強化することを求める。これは、多国間支援が途上国の最大の利益のために利用されることを確保するため、調整された国際金融機関支援パッケージを提供し、より良い条件での民間資金を促進して民間投資を利用可能とするための手段を活用し、必要な際に債権者の調整及び民間部門の参加を開始するため、他のステークホルダーと協働することを含む。我々は、2024年末までにこれをパイロット国で実現する観点から、この計画を前進させるために、IMF、世界銀行及びその他の鍵となる当事者と協働する。

### <持続可能な開発、食料安全保障、PGII>

我々は、持続可能な開発のための2030アジェンダの実施に向けた我々の確固たるコミットメントを再確認し、誰一人取り残さないことを確保するため、2023年のSDGサミットで改めて表明された、持続可能な開発目標(SDGs)に向けた進捗を加速させるための我々の取組を倍加する。我々のパートナーと共に、我々は、長期的で持続可能な開発、堅固な環境、社会、ガバナンス基準及び世界中で共有される繁栄を達成するための具体的かつ野心的な行動に取り組む。

2022年にエルマウで発表された、世界の食料安全保障に対する140億米ドルという我々の 共同コミットメントを我々が既に超えたことに留意しつつ、我々は、ロシアのウクライナに対する侵 略戦争により悪化している、エスカレートする世界の食料安全保障及び栄養危機に対処すること を引き続き堅持している。

我々は、食料安全保障及び栄養にとっての構造的障壁を克服し、強靱で持続可能で生産的な農業及び食料システムを構築するための我々の取組を強化し、全ての人々が十分な食料のための権利を漸進的に実現できるよう確保するため、G7プーリア食料システム・イニシアティブ(AFSI)を立ち上げる。これは、現地、地域及び世界のサプライチェーンの持続可能性と生産性の強化並びにジェンダー平等に影響を与える差別的なルール及び規範への対処を含む。このイニシアティブは、現地の野心的な計画を前進させ、食料システムの潜在性を最大限利用するため、多角的なステークホルダーのパートナーシップを活用する。

気候変動に起因する世界的な食料供給の混乱と、パリ協定は食料システムの変革によってのみ達成されることに留意しつつ、我々は、特に低所得国において、気候システムと食料システムのネクサスに対処するため、相乗的で一貫した政策及び投資を支援する。我々は、アフリカ連合及びその他の世界的なパートナーと共に策定された、以下の多角的なステークホルダーの計画を支援することにより、アフリカ大陸の計画の実施及び整合性への特別な注意をもって、これらの取組

に世界的に貢献する。(1)「気候変動枠組条約第28回締約国会議(COP28)持続可能な農業、強靭な食料システム及び気候行動に関するエミレーツ宣言」を履行し、低所得国及び気候変動に脆弱な国での食料システムと気候計画の統合のための質の高い技術協力へのアクセスを強化するための技術協力連携、(2)アフリカの肥料及び土壌健全性サミット2024の重要性を想起した、健全な土壌の回復及び維持並びにアフリカの伝統的かつ固有の作物の更なる開発及び気候強靭性のための「適応作物と土壌のためのビジョン」、(3)世界のコーヒーのバリューチェーンの強靱性、環境持続可能性、価値付加並びに循環性を強化するための政策、持続可能な投資、研究及びイノベーション、パートナーシップ及びブレンデッド・ファイナンスを更に前進させ、また、コーヒーに関する国際的な官民基金の設立の実現可能性の検討を含む、生産国の小規模農家及び家族農家を支援することを目指す、コーヒーに関するG7の官民イニシアティブ。

子供の時の栄養不良による発達障害及び未発達は、持続可能な開発の脅威となる、生涯にわたる肉体的、精神的及び社会的影響を持ち得ることに鑑み、我々は、この課題に対処するための治療及び予防を支援することにコミットする。我々は、多国間、民間部門及び慈善活動団体を含め、多角的なステークホルダーの関与及びイノベーションを促進し、特に2025年のパリ栄養サミットを歓迎する。

我々はまた、低所得国における食料安全保障及び食料システムのための公的及び民間の資金の量と質を増大させるための革新的な解決策を推進する。我々は、(1)債務スワップの潜在性の更なる分析を含め、国際金融アーキテクチャーの改善のための継続的な取組に沿って、食料安全保障のための財政余地を改善するために共働し、(2)既存の協力を基礎として、持続可能な農業及び食料システムの変革のための共同投資及びリスク緩和を強化するため、G7の公的開発銀行及び開発金融機関(DFIs)の協働を開始し、(3)世界的な保険市場からの民間資本も関与させつつ、深刻な食料危機に備えた即応的な融資を提供するため、「ショック由来の食料危機へのファイナンシング・ファシリティ」の設計及び開発を支持する。

これに応じて、我々は、農業大臣及び国際的パートナーの下で共同で進展中の「アフリカにおける種子証明能力強化イニシアティブ」、アフリカの農家及び起業家のための教育格差を埋めるためのアフリキャンパス・プログラムに特に留意しつつ、我々の開発大臣に対し、10月の開発大臣会合に先立ち、財務大臣、農業大臣及び環境大臣と相乗的に、AFSIのコミットメント及び行動を更に明確化することを指示する。

我々はまた、AFSI、「食料安全保障のためのグローバル・アライアンス」、我々がその野心を完全に支持している、G20内で進展中の「飢餓と貧困に対するグローバル・アライアンス」の間のシナジーを強調する。

我々はまた、ローマに拠点を置く国連(UN)機関及びより広範な国連システム、多国間開発金融機関(MDBs)並びにアフリカ連合を含むその他の関係機関との協調的な行動を支持し続ける。

世界的な食料不安及び栄養不良に対応する観点から、我々はまた、世界貿易機関(WTO)のルールに沿って、また、摂氏1.5度の温暖化抑制及びパリ協定の目標と整合的な形で現地のエネルギー源の使用を支援することを通じ、現地の肥料の生産を含め、肥料のバリューチェーンを支援することの重要性を認識する。

我々は、アフリカ及びインド太平洋に特に焦点を当てて、パートナー国と共に、持続可能で、包摂的で、強靱で、質の高いインフラ及び投資に向けて、G7グローバル・インフラ投資パートナーシップ(PGII)を通じて2027年までに最大6000億米ドルを動員するという我々のコミットメントを再確認する。我々は、アフリカの民間部門に少なくとも800億米ドルの投資を行うという我々のDFIs及び多国間パートナーのためのカービス・ベイのコミットメントを再確認し、また、我々は、大陸全土のより貧しくより脆弱な国家により多くの投資を促すことの重要性を認識する。

我々は、(1)全てのG7のトラックの力強い協調と関与により、G7のプラットフォーム全体にわたりPGIIのイニシアティブの認知度を向上させ、また、効果的な実施及びパートナーとの投資の協調のための事務局を設立すること、(2)アフリカにおける投資に関する情報共有、透明性及び公共政策を強化するため、アフリカ連合及び経済協力開発機構(OECD)と連携したアフリカ仮想投資プラットフォームの創設を支持すること、(3)我々のPGIIのコミットメントの一部として、アフリカにおけるグリーン投資を改善するために我々のDFIs、MDBs及び民間部門と共に取り組むことにより、このパートナーシップを強化する。この点に関し、我々は、「アフリカのグリーン・インフラのためのアライアンス」のようなプラットフォームを通じたものを含め、カントリー・ベースの投資協調を段階的に強化する。

我々は、大規模な民間投資を誘致するための我々の取組を強化し、実施環境を改善し、MDB s及びDFIsの役割を最大化し、共同融資を強化し、ブルー・ドット・ネットワークやFAST-INFRA イニシアティブのような認証スキームを通じたものを含め、質の高いインフラのための高い基準を前進させ、融資可能なプロジェクトのパイプラインを更に発展させながら、これらの鍵となる柱を実施することにコミットする。我々はまた、全ての主体に対し、質の高いインフラ投資に関するG20原則を含む国際ルール、基準及び原則を遵守することを求める。

我々は、EUグローバル・ゲートウェイ、グレート・グリーン・ウォール・イニシアティブ、イタリアが立ち上げたアフリカのためのマッテイ計画もまた基礎としつつ、ロビト回廊、ルソン回廊、中央回廊、及びインド・中東・欧州経済回廊のための我々の協調の深化や融資のような、質の高いインフラ投資のための変革的な経済回廊を開発するための具体的なG7・PGIIイニシアティブ、旗艦プロジェクト及び補完的イニシアティブを更に推進する。

# <インド太平洋>

我々は、包摂的で、繁栄し、安全で、主権、領土一体性、紛争の平和的解決、基本的自由及び

人権を基礎とする、法の支配に基づく自由で開かれたインド太平洋へのコミットメントを改めて表明する。この地域における平和と安定は、世界的な繁栄の推進の鍵であり、この地域の動向は世界的な安全保障に直接的に影響し得る。我々は、東南アジア諸国連合(ASEAN)の中心性・一体性に対する揺るぎない支持、また「インド太平洋に関するASEANアウトルック」に沿った協力を推進するとの我々のコミットメントを再確認する。我々はまた、「ブルーパシフィック大陸のための2050年戦略」を通じて明確にされた太平洋島嶼国の優先事項を支援するために取り組む我々の意図を確認する。

我々は、中国との建設的かつ安定的な関係を追求し、懸念を伝達し相違を管理するための直接的かつ率直な関与の重要性を認識する。我々は、国益のために行動する。国際社会における中国の役割に鑑み、世界的な課題に対処するために協力は必要であり、我々は、共通の関心分野において関与し続ける。我々は、中国に対し、国際的な平和及び安全を推進するための取組を強化し、また、気候、生物多様性及び汚染の危機に対処し、違法な合成薬物の取引と闘い、世界的なマクロ経済の安定を確保し、世界的な健康安全保障を支援し、脆弱な国々の債務持続可能性及び資金需要に対処するために我々と共に取り組むことを求める。

我々は、世界貿易における中国の重要性を認識する。我々は、世界貿易機関(WTO)を中核とするルールに基づく多角的貿易体制を更新し強化しつつ、自由で公正な貿易、公平な競争条件及び均衡のとれた経済的関係を前進させることにコミットしている。我々は、中国を害したり中国の経済的発展を妨げようとはしておらず、実際、成長する中国が国際的なルールや規範に従って振る舞うことは、世界の利益である。しかし、我々は、我々の労働者、産業並びに経済的強靱性及び経済安全保障を損ないつつ、増大する範囲の部門において世界的な波及、市場の歪曲及び有害な過剰生産につながっている、中国の恒常的な産業の重点化並びに包括的な非市場的政策及び慣行に対して懸念を表明する。我々は、デカップリングはしておらず、又は内向き志向になっていない。我々は、必要かつ適当な場合にデリスキング及びサプライチェーンの多様化を行い、経済的威圧に対する強靱性を促進している。我々は、中国に対し、特に重要鉱物について、世界的なサプライチェーンの重大な混乱につながり得る輸出管理措置をとることを控えるよう更に求める。

これらの懸念を念頭に、我々は、パートナーと共に、我々及び彼らのそれぞれの産業能力の構築に投資し、多様で強靭なサプライチェーンを推進し、重大な依存関係及び脆弱性を低減する。我々は、公正な慣行を推奨し、経済的威圧に対する強靱性を構築するため、WTOにおけるものを含め、外交的な取組及び国際協力を強化する。我々は、必要かつ適当な場合に、我々の労働者及び企業を不公正な慣行から保護し、競争条件を公平にし、現行の損害を是正するため、行動をとり続ける。

我々は、中国に対し、サイバー空間において責任をもって行動するとのコミットメントを堅持するよう求める。我々は、我々の市民の安全とプライバシーを脅かし、イノベーションを損ない、我々の重要インフラを危機にさらす、中国に起因する恒常的かつ悪意のあるサイバー活動を妨害し、抑

止するための我々の取組を継続する。我々は、我々の国家の安全保障を脅かすために使用され 得る高度な技術を、貿易及び投資を不当に制限することなく保護する必要性を認識する。

我々は、台湾海峡の平和と安定の維持が国際社会の安全と繁栄に不可欠であることを再確認する。我々は、国家性が前提条件でない場合はメンバーとして、前提条件である場合はオブザーバー又はゲストとして、世界保健総会及び世界保健機関(WHO)の技術会合を含む国際機関への台湾の意義のある参加を支持する。表明された「一つの中国政策」を含め、台湾に関するG7メンバーの基本的立場に変更はない。我々は、両岸問題の平和的解決を求める。

我々は、東シナ海及び南シナ海における状況について引き続き深刻に懸念しており、カ又は威圧によるあらゆる一方的な現状変更の試みに対する我々の強い反対を改めて表明する。我々は、中国による南シナ海における海上保安機関及び海上民兵の危険な使用並びに公海における航行の自由に対する度重なる妨害に反対し続ける。我々は、増加しているフィリピン船舶に対する危険な操船及び放水の使用について深刻な懸念を表明する。この点に関し、我々は、南シナ海における中国の拡張的な海洋権益に関する主張には法的根拠がないことを再確認し、また、我々は、南シナ海における中国の軍事化、威圧的かつ脅迫的な活動に反対する。我々は、国連海洋法条約(UNCLOS)の普遍的かつ統一的な性格を改めて強調し、海洋における全ての活動を規律する法的枠組を規定する上でのUNCLOSの重要な役割を再確認する。我々は、2016年7月12日の仲裁裁判所による仲裁判断が、仲裁手続の当事者を法的に拘束する重要なマイルストーンであり、当事者間の紛争を平和的に解決するための有用な基礎であることを改めて表明する。

我々は、中華人民共和国のロシアへの支援に対し、深刻な懸念を表明する。我々は、中国に対し、ロシアが軍事的侵略を停止し、即時に、完全に、かつ無条件にその軍隊をウクライナから撤退させるよう圧力をかけることを求める。我々は、中国に対し、ウクライナとの直接対話を通じたものを含め、領土一体性並びに国連憲章の原則及び目的に基づく包括的、公正かつ永続的な平和を支持するよう促す。ロシアの防衛産業基盤に対する中国の現行の支援は、ロシアがウクライナにおける違法な戦争を継続することを可能としており、重大かつ広範な安全保障上の影響がある。我々は、中国に対し、兵器部品及び装置を含め、ロシアの防衛部門への投入物となっている軍民両用の資材の移転を停止するよう求める。

我々は、強制労働が我々にとって大きな懸念事項となっているチベットや新疆ウイグルにおけるものを含め、中国の人権状況を引き続き懸念している。我々はまた、香港の自治権、独立の制度及び市民社会への中国の取締り、また、「煽動」、「国家機密」及び外国主体との接触に関して広範かつ曖昧に定義された規定を有する香港基本法第23条に基づく立法の最近の制定を通じたものを含め、権利及び自由の継続的な浸食を憂慮している。我々は、政治的な動機による迫害を含め、香港及び海外における異議を沈黙させるためのこうした法律の使用への懸念を表明する。これらの動向は、香港で生活し、働き、ビジネスを行うことを困難にする。

我々は、中国に対し、我々のコミュニティの安全と安心、民主的制度の健全性を損なうことを目指した行為を実施又は容認しないよう、また、外交関係に関するウィーン条約及び領事関係に関するウィーン条約に基づく義務に厳格に従って行動するよう求める。

我々は、北朝鮮の大量破壊兵器及び弾道ミサイルの、完全な、検証可能な、かつ不可逆的な 廃棄を改めて求める。我々は、全ての国連加盟国に対し、全ての関連する国連安保理決議を完 全に履行するよう要請し、国連安保理決議(UNSCR)第1718号委員会専門家パネルのマンデ ートの更新における3月のロシアの拒否権の行使に対する我々の深い失望を改めて表明する。 我々は、大陸間弾道ミサイル(ICBM)及び弾道ミサイル技術を用いた衛星打ち上げ用ロケットの 発射を通じたものを含め、複数のUNSCRに違反する北朝鮮による弾道ミサイル計画の継続的な 進展を強く非難する。我々は、関連するUNSCRの直接的な違反である、北朝鮮の弾道ミサイル の北朝鮮による輸出及びロシアによる調達、並びにロシアによるこれらミサイルのウクライナに対 する使用を含め、増大する北朝鮮とロシアの間の軍事協力を可能な限り最も強い言葉で非難する。 我々はまた、関連するUNSCRに違反する、北朝鮮への核及び弾道ミサイル関連技術のあらゆる 移転の潜在性を深く懸念している。我々は、ロシア及び北朝鮮に対し、全てのそのような活動を直 ちに停止し、関連するUNSCRを遵守するよう要請する。我々は、制裁の回避に対抗し、北朝鮮に 関連する全てのUNSCRの執行を強化するとのコミットメントを改めて表明する。我々は、北朝鮮 に対し、地域の平和と安全を強化するため、繰り返し提起されてきた対話の申し出に応じるよう求 める。我々は、北朝鮮の人々の福祉よりも不法な大量破壊兵器(WMD)及び弾道ミサイル計画を 優先するとの北朝鮮の選択を強く非難し、北朝鮮がこれらの計画を放棄するよう要求する。我々 は、北朝鮮に対し、人権を尊重し、国際人道機関によるアクセスを容易にし、拉致問題を即時に解 決するよう要請する。

我々は、ミャンマーの軍事政権によるミャンマーの人々への残酷な抑圧への確固たる非難を改めて表明し、国内全土で拡大する人道危機への我々の懸念を表明する。

我々は2010年の国民兵役法の施行を遺憾に思う。これは、国内及び地域における更なる退去を引き起こし、分断の悪化及び和解の阻害のリスクとなる。全国で犯された重大な犯罪の責任追及は引き続き不可欠である。我々は、宗派間の緊張が、地域の不安定化を進めながら、ロヒンギャ難民及び全ての避難民の自発的で、安全、かつ尊厳のある持続可能な帰還のための条件の創出を阻害しつつ、再びラカイン州を刺激することを特に懸念している。

我々は、支援を必要とする人々のための阻害されない人道アクセス、全ての当事者が人権及 び国際人道法を尊重すること、並びに恣意的に拘束されている人々の解放への我々の要求を改 めて表明する。我々は、持続的な民主的プロセスの基礎を回復するために、全てのステークホル ダーの包摂的な対話が不可欠であることを再確認する。

我々はまた、UNSCR第2669号の重要性改めて表明し、危機に対する国連の更なる関与及

び「5つのコンセンサス」の実施を達成するためのASEANの取組を支持し続ける。

我々は、全ての国に対し、ジェット燃料を含む武器及び軍民両用の資材のミャンマー国軍への 流入を防止又は停止し、ミャンマーの人々の民主主義への希求を尊重した、実行可能な政治的 解決の模索に貢献することを改めて訴える。

# <地域の課題>

# ハイチ

我々は、ハイチの安定化のために国際社会の他のメンバーと協働し、可能な限り早期に展開される必要があるケニア主導の多国籍治安支援(MSS)ミッションに対する強固かつ適時の資金及びその他の支援を確保し、ハイチ国家警察(HNP)を支援することにコミットする。我々は、MSSミッションに関するケニアのリーダーシップを歓迎する。武装集団による暴力を阻止することは不可欠である。我々は、暫定大統領評議会(CPT)の設立及びガリー・コニーユ暫定首相の任命を歓迎し、透明性のある包摂的な国内プロセスの成果としての迅速な暫定政権の発足に期待する。人々の最も喫緊のニーズに緊急に対処し、女性及び子供を保護し、治安及び法の支配を回復し、2026年2月までにハイチを自由で民主的な選挙に導くために必要な制度的枠組の形成を開始することが必要である。我々は、ハイチにおける進展を注視し続ける。この目的のため、我々は、MSSミッション、人道支援及び長期的な開発を通じたものを含む国の安定化、説明責任メカニズム及びハイチにおける民主的なガバナンスを前進させるために新設された、ハイチに関するG7作業部会の取組を歓迎する。

# リビア

我々は、外部の干渉に直面する時を含め、リビアの安定、独立、領土一体性及び国民統合に対する我々の揺るぎないコミットメントを再確認する。我々は、リビアの全ての制度的ステークホルダーに対し、意義のある対話への真摯かつ前提条件のない関与により、現在の政治的な行き詰まりを克服することを求める。国連(UN)が仲介する、包摂的で、リビアが主導し、リビアが主体の政治プロセスは、引き続き、自由で公正な大統領及び議会選挙に向けた唯一の実行可能な道筋である。この文脈で、我々は、国連事務総長に対し、新たな特別代表を遅滞なく任命することを求め、国連リビア支援ミッション暫定指導部に対する我々の全面的な支持を確認する。

# サヘル

我々は、一般市民の広範な苦痛及び退去を引き起こしているテロ及び暴力的紛争の拡散を含め、サヘルにおける治安情勢の悪化を引き続き懸念している。これは、憲法上の法の支配の原則、 民主主義及びグッドガバナンスの後退並びに地域協力の枠組の後退により悪化している。

地域におけるロシアの代理勢力及び現地の治安部隊を含む複数の当事者による重大な人権侵害は容認できない。

サヘルにおける増大する政治的緊張、対立及び不安定性という課題は、国際的及び地域的な対応を再構築するため、全ての関係者及びステークホルダーによる新たな取組を必要としている。

サヘルにおける一般市民への継続的な支援は、彼らの苦しみを緩和するために不可欠である。

我々は、サヘル諸国に対し、憲法秩序の回復に向けた移行のペースを加速させることを求め、これら諸国を支援する用意がある。我々は、ギニア湾及び北アフリカへの不安定さの波及並びに非正規の移民の流れを防ぎつつ、サヘルにおける安定、安全、グッドガバナンス及び発展を促進するため、アフリカ連合及びモーリタニア現議長国、並びに地域機関及び国連との協力の強化を期待する。

# <u>スーダン</u>

我々は、2023年4月以降の人権侵害及び国際人道法違反を含め、スーダンにおける進行中の戦闘を強く非難する。状況は、民間人の死傷者の増大とともに、継続的に悪化している。我々は、紛争の両当事者によって女性や子供に対してもたらされるリスク及び即時に停止されなければならない民族に基づく暴力の増加に対して特段の懸念を表明する。これは、脆弱な人道的状況を更に悪化させ、更なる退去のリスクを生み出している。

全ての当事者は、人道支援の迅速かつ妨げられない通過を許可し、促進しなければならない。 我々は、全ての当事者に対し、国全土で敵対行為を即時に停止し、真剣かつ直接的な交渉を開始し、前提条件なく即時かつ永続的な停戦に合意し実施するよう改めて求める。我々は、北ダルフールのエルファシルにおける現在のエスカレーションを深く懸念している。

我々は、外部主体に対し、紛争を激化させることを控えるよう要請し、また、我々は、スーダンの全ての主体に対し、複合的なスーダン市民社会を包摂し、スーダンの人々の民主主義への願望に応えるための市民的で代表的な機関の再確立を目指した国民対話に関与するよう促す。

アフリカ及び地域の積極的な役割並びに強化され協調的な国際社会の取組は、暴力を終焉させ、民主主義を回復させるために引き続き不可欠である。

我々は、スーダンの一般市民及び近隣諸国への避難を追求した人々を支援するために20億ユーロ以上の拠出が誓約された、スーダンと近隣諸国のためのパリ会議の成果を歓迎する。

# ベネズエラ

我々は、ベネズエラで進行中の政治的、経済的及び人道的危機並びに選挙プロセスにおける 野党の権利及びEU選挙監視団の招待を撤回するとの決定に関して、2023年10月のバルバド ス合意の履行における進展の欠如を深く懸念している。我々は、ベネズエラに対し、バルバドス合 意を完全に履行し、完全かつ信頼できる国際選挙監視団を包含する、7月28日における競争的 かつ包摂的な選挙を確保するよう求める。我々は、野党メンバーへの嫌がらせの終了及び全ての政治犯を即時に解放することを更に要求する。

我々は、エセキボ地域をめぐるベネズエラ及びガイアナ間の動向を注視しており、当事者間の対話を維持するための地域的取組を歓迎する。我々は、ベネズエラに対し、更に不安定化させるイニシアティブを控えるよう要求する。この問題は、国際法に沿って平和的に解決されなければならない。

# ベラルーシ

我々は、ウクライナに対するロシアの戦争におけるベラルーシ政権の共謀への非難を改めて表明する。我々は、同政権による独立メディア、市民社会、反対派及び平和裡に自らの見解を表現する市民への継続した抑圧に対し、継続的な懸念を表明する。我々はまた、政治犯の不当な扱いを非難し、即時及び無条件の解放を求める。

# <持続可能な都市開発>

我々は、持続可能な開発の推進力として、世界中の都市の変革の力を強調する。我々は、持続可能な都市開発に関する我々の協力を継続し、我々の関係閣僚に対し、空間的な不平等を低減させ、環境及び気候を保護し、都市部におけるスマートで革新的な経済を推進するための具体的な行動について議論することを指示する。

### くエネルギー、気候、環境>

我々は、気候変動、汚染及び生物多様性の損失という3つの世界的危機に対処する我々の決意を改めて表明する。我々は、パリ協定及び世界の気温上昇を摂氏1.5度に抑えることを射程に入れ続けることへの我々のコミットメントを引き続き堅持し、世界の現在の排出の軌道とこのコミットメントとの間には大きなギャップがあるという国連(UN)気候変動枠組条約第28回締約国会議(COP28)における第1回グローバル・ストックテイクの見解に深い懸念をもって留意する。この決定的な10年間に世界の温室効果ガス(GHG)の排出を2019年比で約43%削減し、2035年までに60%削減する取組に多大な貢献を提供するという我々の目標は揺るがない。我々は、これが共同の取組であり、遅くとも2025年までに世界のGHGをピークアウトし、2050年までにネット・ゼロを達成するために、全ての国、特に主要経済国の更なる行動が必要とされることを強調する。

我々は、全てのGHG、部門及び分類を含む経済全体の絶対削減目標であり、投資のための触媒となる、野心的な摂氏1.5度目標に整合的な、国が決定する貢献(NDC)を提出することにコミットする。我々は、これが共同の取組であることを強調しつつ、全ての国、特にG20及びその他の主要経済国に対し、同じことを行うよう求める。我々は、各国の異なる道筋を認識しつつ、全ての人々のための低廉なクリーン・エネルギーを確保するための世界的及び地域的な取組を前進させる。

我々は、COP28で打ち出された、2030年までに世界の再生可能エネルギー容量を3倍にし、年間のエネルギー効率改善率を世界平均で2倍にするというコミットメントを歓迎する。省エネルギーは第一の燃料であり、クリーン・エネルギー移行に不可欠な要素である。我々はまた、既存の目標や政策を通じたものを含め、2030年までに電力部門において1500GWのエネルギー貯蔵を導入するという世界的な目標の達成にコミットする。我々は、利用可能な最良の科学に沿って、2050年までにネット・ゼロを達成するために、この決定的な10年間における行動を加速させつつ、公正で秩序ある衡平な方法で、エネルギー・システムにおける化石燃料から移行する。我々は、NDC及び長期低GHG排出発展戦略(LTS)において情報を提供し、反映させることを含め、国内の計画、政策及び行動の策定並びに実施を通じて、また、化石燃料の需要と使用を削減するための集中的な取組を通じて、これらのコミットメントを具体化する。我々は、2025年までに又はそれ以前に非効率な化石燃料補助金を廃止するという我々のコミットメントを再確認し、2025年に進捗を報告する。我々は、他国にも同じことを行うよう求める。

我々は、費用効率の高い排出レベルの削減を促進し、イノベーションを推進し、ネット・ゼロへの変革を可能にする、高い十全性のある炭素市場及び炭素の価格付けの重要な役割を再確認し、その野心的な利用を加速させるために協働し、また他の主体と共に取り組む。

我々の気候目標を達成し、全ての国がクリーン・エネルギー移行の利益を享受できるよう支援するため、我々は、排出削減対策が講じられていない新規の石炭火力への支援を終了し、再生可能エネルギー及びクリーン・エネルギー源への投資を加速させ、安全で、多角的で、責任あるクリーン・エネルギーのサプライチェーンを確立するようパートナーと協働する。我々は、2035年までに電力部門の完全又は大宗の脱炭素化を達成し、各国のネット・ゼロの道筋に沿って、2030年代前半、または、気温上昇を1.5度に抑えることを射程に入れ続けることと整合的なタイムラインで、我々のエネルギー・システムから排出削減対策が講じられていない既存の石炭火力発電をフェーズアウトするという我々のコミットメントを再確認する。我々は、他の国々及びパートナーに対し、排出削減対策が講じられていない新規の石炭火力発電所の許可と建設を可能な限り早期に終了させることについて我々に加わるよう改めて求め、これらの目標を促進するために、脱石炭同盟及び「石炭からの移行アクセラレーター」に参加している国々の活動に留意しつつ、この目的のために、金融部門を含め、各国、国際パートナー及び関連機関との協力を推進する。

我々は、産業部門、特に排出削減が困難な部門において、脱炭素化へ向かうための移行を加速させることにコミットする。我々は、革新的な技術、スマートでクリーンな電化、エネルギー効率の改善、再生可能な熱の直接利用、持続可能なバイオエネルギー、廃棄物からのエネルギーの持続可能な生産、持続可能なバイオガス及びバイオ燃料、再生可能、クリーン/ゼロ排出、低炭素由来の水素及びアンモニアのようなその派生物、需要地近くでの再生可能エネルギーの直接的な利用並びに炭素管理技術の利用のための産業部門における投資の増大を推進し、円滑化する。我々はまた、輸送からの排出削減を加速することにコミットする。我々は、G7産業脱炭素化

アジェンダ、並びに気候クラブ及びその野心的な作業計画を通じたものを含め、この課題に取り組み続ける。

我々は、遅くとも2050年までのネット・ゼロ経済への移行は、包摂的で誰一人取り残さないものであるべきであり、気候変動対策から生じ得る社会的又は経済的な負の影響に対処しつつ、現地の経済にとっての肯定的な利益を最大化しながら社会開発と経済成長を強化する機会であるべきであることを再確認する。化石燃料事業からのメタンの排出を既存の技術を手段として削減することは、石油及びガス事業にとって実現可能性が高く、費用対効果も高いことを認識しつつ、我々は、2035年までにメタンの排出の少なくとも35%という世界的な削減の水準に沿って、メタンの排出に対処するための取組を強化する。我々は、2030年までに石油及びガス事業のメタンの排出の集約度を削減することによるものを含め、強固な手法の開発と測定データの利用を通じて、化石燃料からの世界のメタン排出量の75%削減に向けた共同の取組を追求し、メタンの排出の大幅な削減を実行するために、特にアフリカの非G7の石油及びガス生産国と協働することにコミットする。

2023年の広島の首脳声明における我々のコミットメントを再確認しつつ、我々は、パリ協定の我々のコミットメントに整合的な方法でのエネルギー節減及びガス需要の削減を通じたものを含め、G7諸国がロシアの化石燃料への依存の削減において大幅な進展を遂げたことに留意し、クリーン・エネルギー移行を加速させる主要な必要性を認識しつつ、エネルギー供給、ガス価格及びインフレーション、並びに人々の生活へのロシアによる戦争の世界的な影響に対処する。我々は、ロシアのエネルギー収入を制限することが我々のウクライナ支援における不可欠な部分であることを認識し、可能な限り早期に、ロシアのガスの輸入への大幅な依存を終えること、またロシアのガスの輸入からの移行に取り組むことを追求している。この文脈で、我々は、液化天然ガス(LNG)の供給の増加が果たすことのできる重要な役割を強調し、現下の危機及びこの危機によって引き起こされ得る将来的なガス市場の不足への対応において、この部門への投資が適切であり得ることを認識する。ロシアのエネルギーへの依存のフェーズアウトを加速するという例外的な状況において、明確に規定される国の状況を条件に、例えば低炭素及び再生可能な水素の開発のための国家戦略にプロジェクトが統合されることを確保することにより、ロックイン効果を創出することなく我々の気候目標と整合的な方法で実施されるならば、ガス部門への公的に支援された投資は、一時的な対応として適切であり得る。

原子力の利用を選択又はその利用を支持するG7諸国は、クリーン/ゼロ排出のエネルギー源としての原子力の潜在性を認識し、ネット・ゼロへの移行を加速し、世界のエネルギー安全保障を改善する上でのその潜在性を改めて表明する。これらの諸国は、責任ある廃棄物管理も推進しつつ、原子力サプライチェーンの安全性、信頼性及び強靭性を責任をもって強化するための協力的な取組を支援し続ける。我々は、科学者、パートナー、IAEAと積極的に協調しながら、多核種除去設備処理水の放出を責任ある形で管理するための、安全で、透明性が高く、科学に基づいた日本のプロセスを支持する。これらの諸国はまた、マイクロ炉を含む革新炉や小型モジュール炉の

ための革新的技術の研究及び開発を推進し、プロジェクト資金調達手段へのより大きなアクセスを可能にするために共同で取り組み、部門間の連携を支援する。これらの諸国は、COP28期間中に打ち出された、「2050年までに世界の原子力発電容量を3倍にするとの世界宣言」に留意する。我々は、供給の多様化を追求する国々への支援に取り組むことを含め、ロシアからの民生用原子力及び関連製品への依存を更に低減させる。我々は、最高水準の原子力の安全性とセキュリティが、全ての国及びそれぞれの国民にとって重要であることを強調する。

フュージョンエネルギー技術は、気候変動及びエネルギー安全保障の世界的な課題に対する 永続的な解決策を提供する潜在性を有する。我々は、民間投資と公的関与を促進するために、フ ュージョン施設の開発と実証を加速するための国際協力を推進する。この目的のため、我々は、 フュージョンエネルギーに関するG7作業部会を設立することにコミットする。我々はまた、フュージョン規制に対する一貫したアプローチに向けて取り組む。この分野での協力を強化するため、 我々は、世界フュージョンエネルギーグループの初の閣僚会合をローマで主催するとのイタリア及 び国際原子力機関の決定を歓迎する。

我々は、エネルギー安全保障、気候危機及び地政学的リスクに一体的に取り組むという我々のコミットメントを想起する。この文脈で、我々は、重要鉱物及び重要原材料のサプライチェーンを、より多様で、透明性があり、強靭で、責任があり、循環性及び資源効率性が高く、持続可能なものにするための国際的なパートナーシップを強く奨励する。我々は、世界貿易機関(WTO)のルールに沿って、重要鉱物サプライチェーンにおける現地での価値創造を支援する。我々は、重要鉱物セキュリティのための5ポイントプランの実施、並びに国際エネルギー機関、鉱物安全保障パートナーシップ、強靭で包摂的なサプライチェーンの強化(RISE)に向けたパートナーシップ、及び持続可能な重要鉱物アライアンスを通じた活動の推進を通じたものを含め、特に低所得国において、経済及び開発の機会を活用しつつ、重要鉱物の採掘、加工及びリサイクルのための力強い国際的な環境、社会、ガバナンス基準を前進させるために取り組んでいる。

我々は、クリーン・エネルギーへの投資を加速させ、世界中のパートナーと共に、これらの目標 を達成するために必要な、安全で責任ある多角的なサプライチェーンを構築するために取り組む。

我々は、クリーン・エネルギー移行が、生産性、産業の成長及び経済発展の新たな時代を導き、アフリカ大陸においてクリーン・クッキングの優先事項を前進させるという機会を認識しつつ、途上国、特にアフリカにおいて、低廉で、信頼できる、持続可能で、クリーン、かつ近代的なエネルギーを確保することを決意している。我々は、十分なクリーン・エネルギー・インフラ及びサプライチェーンを開発するためのアフリカの野心と取組への支援において、中心的な役割を果たす用意がある。こうした理由から、我々は、コートジボワール、エチオピア、ケニア、モザンビーク、ナイジェリア、コンゴ共和国、南アフリカと共に、「アフリカにおける成長のためのエネルギー」イニシアティブを立ち上げ、他の国の参加を期待する。このイニシアティブは、恒常的な障壁や格差への対処、並びに持続可能で強靭かつ包摂的な成長及び産業開発を前進させることに貢献しつつ、アフリカ諸国の

強いオーナーシップにより、アフリカ大陸全土でのクリーン・エネルギー投資を推進する。我々の取組は、イタリア議長国によって設立された国連開発計画(UNDP)気候・エネルギー・環境センターのような関連するプラットフォームを活用してアフリカが世界的な持続可能なエネルギーのハブになるための潜在性を発揮できるよう確保することに向けられる。

更に、我々は、我々の気候変動との共通の闘いにおける世界の脱炭素化目標、及びエネルギー移行に係るコスト削減を支援するためのより大きな相互連結性の発展に貢献するため、アフリカ及び地中海における新たな持続可能な発電容量の創出を強く支持する。我々は、特に地中海地域を通じ、アフリカの世界のエネルギー市場への統合を増大させつつ、官民パートナーシップを通じたものを含め、民間投資の加速を奨励し、積極的に支援する。

我々は、気候及び生物多様性に係る行動とクリーン・エネルギーのための革新的な資金調達源、並びに生態系サービスに対する支払い、グリーンボンド、環境的及び社会的セーフガードを備えた高い十全性のある生物多様性クレジットのような革新的なスキームを模索し続ける。特に、我々は、グローバル・グリーンボンド・イニシアティブのような既存のイニシアティブに沿って、持続可能な投資のための民間資金の流れ及び資本市場の成長を奨励するため、低中所得国、特にアフリカ大陸におけるグリーンボンドの発行を支援する。

我々は、特に低所得国及び脆弱な国々に対する気候及び開発のための増大された行動のために、財政的余地、及び全ての資源を動員することの重要性を認識し、気候変動と貧困との闘いは共に進むことを認識する。我々は、必要な官民投資を促進するための効果的な政策枠組を実施する。この文脈で、我々は、「ネット・ゼロに向けた公正な移行のための政策オプションのメニュー」と、「自然災害に対する官民保険プログラムのためのハイレベル枠組」を、実行可能な措置として歓迎する。

我々は、民間資金及び国内資源動員の支援によるものを含め、途上国における気候変動対策、自然に基づく解決策及び持続可能なエネルギー・プロジェクトに資金を提供するための協調的アプローチをとるため、多国間開発金融機関(MDBs)、国際金融機関(IFIs)及びその他の気候資金提供者と協働する。我々は、クリーン・エネルギー移行の加速に向けて、エネルギー部門における我々の国際的な支援を効果的に優先する。我々は、他の主要経済国及び全ての関係する主体に対し、同じことを行うよう求める。

我々は、COP29において気候資金に関する新たな定量化された集団的目標を設定することを期待し、新たな目標は、この決定的な10年において摂氏1.5度を射程に入れ続けるために国際的な気候資金の展望を強化するための唯一の機会であると認識する。我々は、あらゆる国際的な公的資金動員に貢献する能力がある国々を含めることの重要性を強調しつつ、G7諸国が目的に沿った目標への主要な貢献国となる意図を有することを強調する。経済協力開発機構(OECD)により評価されたように、先進国は、2022年に途上国のための気候資金として1000億米ドルを

拠出及び動員するという年間目標を上回り、この達成を我々は温かく歓迎する。

我々は、進展があったにもかかわらず、グラスゴー気候合意で求められているような気候変動への適応のための資金を含め、行動と支援を増加し続ける必要があることに留意する。我々は、G7適応アクセラレーター・ハブを通じたものを含め、最も脆弱な途上国が国別適応計画及びその他の国別適応手段を自国のニーズや優先事項に沿った投資計画に変換することを支援し続ける。

我々は、女性、若者及び先住民族を含む、三重の危機の最前線にいる人々及びコミュニティの 意義のある参加を伴う、社会全体的なアプローチの重要性を強調する。我々は、彼らが気候変動 の影響を不均衡に受けていることを認識し、彼らの指導者及び変化の担い手としての重要な役割 を認識する。

気候変動対策を推進し、より持続可能な未来を推進するためのより若い世代の役割を認識しつ つ、我々は、彼らの声と参加に力を与える必要がある。Youth4Climateプログラムのような成功 したイニシアティブを基礎として、我々は、若者主導のイニシアティブを拡張し、教育機会を強化し、 アドボカシー活動を支えることにコミットする。

我々は、生物多様性の損失を2030年までに止めて反転させること、昆明・モントリオール生物 多様性枠組(KMGBF)の迅速かつ完全な実施並びに30by30ターゲットを含む各目標及びター ゲットの達成にコミットしている。生物多様性条約(CBD)締約国であるG7メンバーは、第16回国 連生物多様性会議に先立ち、KMGBFに沿って更新された生物多様性国家戦略及び行動計画を 改定及び提出し、又はKMBGFを反映した国別目標を伝達する。我々は、自然に対する国内及び 国際的な資金を2025年までに増加させ、地球環境ファシリティへの支援を提供することによるも のを含め、あらゆる資金源からの資金の水準を大幅かつ段階的に増加させるという我々のこれま でのコミットメントを想起する。我々は全ての関連する財政及び資金の流れをKMGBFに整合させ ることにコミットする。ターゲット19は、2025年までに年間200億ドル、2030年までに年間300 億ドルを含め、国際的な財源を通じて生物多様性のためにあらゆる資金源から2030年までに少 なくとも年間2000億ドルを動員することを目指していることに留意する。我々は皆、補助金を含む 生物多様性に有害なインセンティブを未だ懸念しており、全ての関連組織に対し、そのようなイン センティブの特定を支援することによるものを含め、我々に協力し続けるよう求め、また、我々は 皆、遅滞なく初期措置を講じながら、遅くとも2030年までに生物多様性の保全及び持続可能な 利用のための有益なインセンティブを拡大しつつ、特に2025年までにこれらのインセンティブを 特定し、方向転換又は廃止することを含め、我々それぞれに関連するコミットメントを遂行するよう 取り組んでいる。

この文脈で、我々は2030年までに世界的に森林減少と森林及び土地の劣化を阻止し、反転させることにコミットしている。我々は、需要と供給側の措置の重要性を認識しつつ、持続可能な森林経営と持続可能な木材利用を促進し、農業生産を森林減少や森林及び土地の劣化から切り離

す持続可能なサプライチェーンを前進させることにコミットしている。我々は、森林を保全し、保護し、回復させるための革新的な資金的解決策を開発することにコミットしており、その文脈で、COP2 8における森林、自然及び気候に関するカントリーパッケージの立ち上げを歓迎する。我々はまた、深刻な山火事の悪影響を防止し、管理し、対処するための措置をとる。

我々は、海洋と海の健全性に関する深い懸念を改めて表明し、気候変動、生物多様性の損失 及び汚染という3つの地球規模の危機に取り組むため、海洋ガバナンスに関する変革的行動のた めの要求において結束している。我々は、この点に関し、2025年の第3回国連海洋会議(UNO C3)の成功に向けて取り組む。我々は、国家管轄権外区域における海洋生物多様性の保全及び 持続可能な利用に関する協定の速やかな批准、承認、受諾及び加盟を追求し、迅速な発効と実 施に貢献することにコミットする。

我々は、我々の経済をネット・ゼロで、循環型で、気候変動に強靭で、汚染のない、ネイチャーポジティブなものへと変革することを拡大することにより、経済成長を環境への悪影響及び一次資源の使用から切り離す取組を加速させる。我々は、2040年までに追加的なプラスチック汚染をゼロにするという野心をもってプラスチック汚染を終わらせること、また、適切な場合には、プラスチックのライフサイクル全体における我々の行動の文脈で、一次プラスチックポリマーの世界的な生産及び消費を削減することにコミットしている。我々は、プラスチックのライフサイクル全体に対応する包括的なアプローチに基づき、2024年末までにプラスチック汚染に関する可能な限り最も野心的な法的拘束力のある国際文書を策定する取組を支持する。我々はまた、大気汚染を削減するための我々の取組を継続する。我々は、国際社会に対して同じことを行うよう求める。我々は、資源効率性及び循環経済を高めるための我々の取組を強化する。それらは、一次資源への圧力を軽減し、また、資源の採掘及び加工の悪影響を緩和すると同時に、将来の潜在的なショックに対する我々の経済の強靭性を増大させる上で鍵となる役割を果たし得る。

安全な水、健全な土壌並びに海洋及び沿岸生態系を含む生態系は、生命と生活を守り、特にアフリカにおいて、気候に起因する退去を含む気候変動と環境悪化の影響を緩和するために必須である。我々は、魚介類及び水産物に関する環境的に持続不可能かつ不公正なロシアの取引慣行について懸念を表明する。我々は、コロンビアでの生物多様性条約第16回締約国会議(CBD COP16)及びサウジアラビアでの国連砂漠化対処条約第16回締約国会議(UNCCD COP16)における成功裏の成果に期待する。この目的のため、G7イタリア議長国は、アフリカ及び地中海地域における持続可能な土地利用のイニシアティブへの協力的かつ共通のアプローチを推進することに特化した、「持続可能な土地利用に関するハブ」を設置する。持続可能な開発、繁栄及び平和にとっての水及び衛生の重要性を認識しつつ、我々は、水に関する問題についての我々の行動を調整し、我々の協力を強化するためのG7水コアリションの立ち上げを承認し、また、我々は、UNCCD COP16のマージンにおいてワン・ウォーター・サミットがリヤドで開催されることを歓迎する。

我々は、G7のエネルギー、気候及び環境に関するコミットメントを前進させるためのあらゆる資金源からの資金動員への貢献において、我々の開発金融機関(DFIs)が果たすことができる不可欠な役割を再確認する。

# <人工知能、科学、技術、イノベーション>

人工知能(AI)は、我々の社会の進歩及び発展を推進する上で不可欠な役割を果たすことができる。我々は、安全、安心で信頼できるAIを推進する。我々は、我々の共有された民主的価値及び人権の尊重に沿って、経済成長及び持続可能な開発を支え、利益を最大化し、リスクを管理する、包摂的で人間中心のデジタル変革を追求する。

この点に関し、我々は、人権及びガバナンスの分断回避に関するものを含め、リスクを軽減しつつ、これらの価値を反映し、AIの発展を推進する方法で、我々がAIの潜在性を活用する助けとするための包摂性を促進するAIガバナンスへのアプローチの必要性を認識する。我々は、AIに関するグローバル・パートナーシップ(GPAI)や経済協力開発機構(OECD)のような関連する他のステークホルダー、組織及びイニシアティブと積極的に協力することにより、これらの目標に向けて取り組む。我々は、AIソウル・サミット並びに本年の国連(UN)未来サミット及び2025年のAIアクション・サミットを含む今後のマイルストーンの成果を基礎とする。

広島AIプロセスの成果を前進させることの重要性を認識しつつ、我々は、そのフレンズグループにより示されたように、G7を超えた国や組織からの支持を歓迎する。

我々は、アプローチと政策手段がG7メンバー間で異なり得ることを認識しつつ、確実性、透明性及び説明責任を一層推進するため、我々のAIガバナンスのアプローチ間の相互運用性を高めるための我々の取組を強化する。我々は、イノベーション及び強力かつ包摂的で持続可能な成長の促進を図るに当たり、これらの取組においてリスクに基づくアプローチを採る。この目標を達成するため、我々は、ベスト・プラクティスの共有によるものを含め、我々のガバナンスと規制の枠組の展開に関する連携を強化する。我々は、定期的な協議を強化する。我々はまた、リスク管理に関する共有された理解に向けて取り組み、AIの開発と導入のための国際基準を前進させるため、AIに焦点を当てた我々のそれぞれの機関や事務所間の連携を深めることにコミットしている。我々は、「高度なAIシステムを開発する組織向けの国際行動規範」のモニタリングのための報告枠組の策定を含め、昨年発表された広島AIプロセスの成果を前進させるための産業・技術・デジタル大臣の取組を歓迎する。我々は、10月の産業・技術・デジタル大臣会合を視野に、OECDと協力して策定される報告枠組の試行に期待する。我々は、行動規範の今後策定される報告の枠組に自主的に参加及び実施している組織を特定するために使用され得るブランドの策定に向けて取り組む。

我々は、人権や基本的自由を守りつつ、政府が我々の経済や社会により良いサービスを提供することに役立つ、「公的部門における人工知能のためのG7ツールキット」を歓迎する。

我々は、向上された生産性、質の高い仕事及びディーセント・ワークを可能にし、労働者に力を与え、仕事の世界における包摂性と平等な機会を促進し、労働者団体との対話及び透明性を促進することによるものを含め、積極的な労働市場政策を強化することをAIが可能にするよう取り組む。これらの目標を達成するため、我々は、仕事の世界におけるAIの利用に関する行動計画を立ち上げる。我々は、我々の労働大臣に対し、我々の労働市場にとっての潜在的な課題とリスクに対処しつつ、ディーセント・ワーク及び労働者の権利を可能にするためのAIの潜在性並びに十分なリスキリング及びアップスキリングへの完全なアクセスを完全に活用するための具体的な行動を想定しながら、行動計画を策定するよう求める。我々は、将来のスキルのニーズを予測し、高等教育の機会を提供し、人間中心で、安全、安心で信頼できるAIを設計し、採用し、利用するために必要なスキルと能力を労働者及び雇用主が身につける必要性を強調する。こうした背景から、我々はまた、有能な労働力に対する需要を満たすために、革新的な教育、国際的な人材の移動、デジタル能力及び個別化された生涯学習の重要性を強調する。我々は、AIに関するグローバル・パートナーシップの仕事の未来に関する作業部会を通じたものを含め、スキルギャップに対処するための民間部門の取組を認識し、奨励する。

新興技術が経済成長において果たし得る鍵となる役割を認識しつつ、我々は、零細及び中小企業におけるAIを含む新技術の採用及び開発を支えるための協力を強化し、それにより包摂的な経済成長を促進することにコミットする。

我々が新興技術の将来を見据えるにあたり、我々は、AIのサプライチェーンの各段階における透明性並びに国際的な労働者の権利及び労働基準の遵守を奨励する。我々はまた、我々の競争当局に対し、潜在的な競争上の課題に対処し、早期に悪影響を防止する観点から、AI産業の発展を注視するよう促す。

我々はまた、途上国や新興市場との協力を含め、ジェンダー間のデジタル格差を含むデジタル格差の解消やデジタル包摂性の実現に向けて取り組む。我々は、全ての人のためのAIの利益への衡平なアクセスを推進することを含め、AIに関する国際的な対話を前進させる、「持続可能な開発のための安全、安心で信頼できるAIシステムに係る機会確保」に関する国連総会決議を歓迎する。我々は、開発のための技術における格差を解消すること並びに研究及び開発のエコシステムを強化することによって、SDGsのためにAIの利益を活用する。この目的のため、G7諸国は、パートナーが自らの開発を前進させるためにAI及び高度なコンピューティングの利益を享受できるよう、安全、安心で包摂的な慣行、ツール及び解決策を推進することを追求する。この点に関し、我々は、UNDPと協力して「持続可能な開発のためのAIハブ」を設立するとのイタリア議長国の決定を歓迎する。このハブは、地域のAIデジタル・エコシステムを支援し、持続可能な開発のためのAIを前進させるための能力を強化する多角的なステークホルダーとのパートナーシップを可能にし、「開発のためのAIドナーパートナーシップ」を含む既存のイニシアティブを補完することを目指す。

我々は、正当な公共の利益に対処するための政府の能力を維持しつつ、信頼できる越境データ流通を可能にし、デジタル経済を全体として活性化するために、「信頼性のある自由なデータ流通(DFFT)」を具体化することの重要性を改めて表明する。我々は、DFFTを前進させるためのOECDの主導的な役割を評価し、また、我々は、その専門家コミュニティを歓迎する。

強靱で信頼性のある世界的な半導体サプライチェーンの不可欠な役割を認識しつつ、我々はG7半導体コンタクトグループの設立を歓迎する。このグループは、半導体産業に影響を与える課題への対応における我々の連携を支える。我々はまた、特に北極や太平洋のような戦略的ルートのための、安全で強靱な海底ケーブルの接続に関する我々の協力を前進させる。我々の取組は、技術的なセキュリティ要件に関するより良い連携や、ケーブル接続の経済的及び環境的な持続可能性に関する研究の前進を含む。

量子技術開発の潜在性を踏まえ、我々は、我々それぞれの量子戦略を採用又は実施する。 我々はまた、AIとの収斂を含め、バイオテクノロジーの責任あるイノベーションを推進するとの 我々のコミットメントを確認する。

我々は、海洋、気候及び生物多様性のネクサスへのより良い理解を含む、世界的な課題を解決するための先端科学、新興技術及び研究インフラの開発を支援する。我々はまた、G7及びパートナー間における新興技術に関する国際的な人材の移動及び循環の推進、並びに低中所得国との協力の重要性を強調する。この点に関し、我々は、オープン・サイエンス及び研究セキュリティ及びインテグリティへの我々のコミットメントを改めて表明する。

我々は、志を同じくするパートナーと共に、研究セキュリティ及びインテグリティを推進し、強化するための更なる取組を支持する。我々は、研究セキュリティ及びインテグリティに関するベストプラクティス及び政策を共有するために、志を同じくする非G7のパートナーにG7バーチャルアカデミーを拡大することを歓迎し、また、我々は、イタリアが本年これらの議題に関するG7会合を主催することを歓迎する。

我々は、AIが軍事領域に与える影響、並びに責任ある開発及び利用のための枠組の必要性を認識する。我々は、「AIと軍事と自律性の責任ある軍事利用に関する政治宣言」及び「軍事領域における責任あるAI利用(REAIM)宣言」を了承した国を歓迎し、また、我々は、AIの軍事利用が、責任があり、適用される国際法、特に国際人道法を遵守し、国際安全保障を強化することを確保するために、より多くの国に対し同様にするよう促す。

我々は、国連宇宙空間平和利用委員会で採択された国際ガイドラインの実施を、喫緊かつ必要なものとして強く支持する。我々は、軌道上デブリの低減及び改善に関する技術の更なる研究開発、並びに宇宙の持続可能性に関する基準や規制の策定を含め、スペースデブリの低減と改

善のための更なる解決策を進展させる各国の取組を歓迎する。

我々は、我々の司法と執行の専門知識を活用し、AIを含む世界的な課題に対処するための調整機能としての役割を果たすG7ヴェネツィア司法グループの設立を歓迎する。こうした背景から、我々は、司法部門にAIを導入することの影響、また、AIシステムの利用が裁判官の意思決定能力や司法の独立を妨げてはならないことを認識する。

### く労働と雇用>

我々は、本件に関する社会対話と団体交渉の重要な役割を強調しつつ、雇用の質、ディーセント・ワーク、並びに安全で健康的な作業環境への権利を含む労働における基本的原則及び権利を推進し続ける。我々は、世界的なバリューチェーンにおけるものを含む、公正で搾取しない労働条件を推進する国際労働基準及び人権、特に国際労働機関(ILO)によって採択された基本条約の完全な尊重を確保することにコミットする。我々は、これらの問題に関する技術協力を推進し、あらゆる形態の強制労働と児童労働を廃止する我々の取組を強化する。我々は、障害者の包摂を前進させ続け、仕事の世界においてジェンダー及びその他の形態の平等を加速し続ける。我々は、グリーン及びデジタル経済におけるものを含め、人的資本及び全ての人にとって質の高い雇用機会を提供する生涯学習制度に投資し続ける重要性を強調する。高齢化社会の課題に対処するために、我々は、特に十分に代表されていないグループについて、労働市場参画への障壁に対処しつつ、強靱な労働市場のために取り組み続け、活動的で健康的な高齢化を推進し続け、また、求職者や能力のある労働者にとってより魅力的なものとし、その生涯において我々の市民をより効果的に支援するため、ケア部門の労働条件を改善するための解決策を推進する。

#### **くサイバーセキュリティ>**

我々の社会の安全は、開かれ、相互運用可能で、安全で、安心で、強靱な、人権を尊重するサイバー空間の使用に一層依存している。我々は、多角的なステークホルダーのアプローチに基づいて、国際人道法(IHL)を含む国際法の適用を通じたサイバー空間における責任ある国家の行動、効果的な信頼醸成措置及び特定された能力構築のイニシアティブを前進させ、サイバーセキュリティを開発アジェンダに取り込むために、伊勢志摩サイバーグループの継続した作業に依拠する。我々は、2025年以降の国連(UN)におけるサイバーセキュリティに関する議論を行うための恒久的かつ行動指向のメカニズムとしての、国際安全保障の文脈での情報通信技術(ICTs)の利用における責任ある国家の行動を前進させるための行動計画に対する支持を再確認する。

我々は、戦略的な脅威に対抗し、悪意あるサイバー行為者の責任を問うことを決心している。 我々の関係機関は、情報交換及び連携を向上する取組を強化する。我々は、伊勢志摩サイバー グループとのシナジーを活用しつつ、新たに設立されたG7サイバーセキュリティ作業部会を通じ て、我々の集団的な強靱性を改善するための具体的な措置を講じることにコミットしている。

我々は、悪意あるサイバー活動に対抗する四重のアプローチを追求している。(1)サイバー空

間における責任ある国家の行動の推進、(2)民間部門におけるものを含むサイバーセキュリティの改善、(3)アトリビューション・プロセスに関する連携の強化によるものを含め、悪意ある(国家の)行動及びサイバー犯罪者に対する抑止及び対応、並びに彼らが使用するインフラの遮断のための手段の開発及び使用、(4)我々のパートナーのサイバーセキュリティの能力の強化。

サイバー犯罪者によるランサムウェア攻撃の増加に対抗するために、我々は、「国際的なカウンターランサムウェア・イニシアティブ」を最大限に活用し続け、身代金の支払いを回避するための 我々の取組を連携させる。我々はまた、悪意ある主体に対してコストを科す行動を検討する。

我々は、敵対国及び犯罪者により重点的に標的となる重要インフラ、特にエネルギー部門におけるものに対する、高まるサイバー脅威を認識する。我々は、既存の規制枠組を認識しつつ、サプライチェーンの強靭性及び安全性を増大させる方法を含め、これらの部門におけるサイバーセキュリティに関する好事例に関する議論を継続する。情報技術企業がより安全なIoT製品を製造するよう動機付けるため、我々は、信頼性のあるサイバーセキュリティ上安全な製品の相互認証制度の確立に向けた方策を迅速に模索する。我々は、製造者に対し、製品のライフサイクルを通じて製品のセキュリティを改善し、セキュアバイデザイン及びセキュアバイデフォルトとすることを強く促す。

我々は、包摂的で民主的な社会を支援し、この分野のジェンダー格差を縮小し、民間部門とのものを含む多角的なステークホルダーとのパートナーシップを推進するサイバー空間を確保するという我々の共通の目標を共有する全ての人々と協働していきたいと考えている。

#### <移住>

我々は、統合的、包括的かつバランスの取れたアプローチを通じ、国際法に沿って、移住がもたらす課題に取り組み、また、移住が世界的にもたらす機会を捉えつつ、世界的な現象としての移住に対処するという我々の共同のコミットメントを確認する。我々は、移民の大きな圧力に直面する低中所得国を含む全ての人の利益のために効果的に移住を管理するための持続可能で包摂的な解決策を策定することは、コミットメントと共同責任の精神で実行される共同の行動を必要とすることを認識する。我々は、我々の国際的な義務、関連する条約や協定の枠組の中で、一層効果的かつ持続可能な移住ガバナンスの確保に取り組む。そのようにしつつ、我々は、移民としての地位にかかわらず、全ての人に人権及び基本的自由への完全な尊重を確保するという我々のコミットメントを再確認し、この点に関し、我々はまた、世界人権宣言にあるとおり迫害から庇護を求め、難民条約によって保障される国際的保護を求める全ての人の権利を想起する。

こうした背景から、我々は、(1)出身国及び経由国とのパートナーシップによる、持続可能な開発のイニシアティブ、経済投資及び安定化の取組を通じた非正規の移住の根本原因、(2)国境管理及び取締りを強化し、移民の密入国や人身取引に関与する国際組織犯罪を抑制する取組、(3)安全で正規の移住の道筋に焦点を当てた、出身国及び経由国とのパートナーシップにより、三本

立てのアプローチを推進することによる協力を強化する。我々のビジョンは、ローマ・プロセス、移民と保護に関するロサンゼルス宣言、移住及び開発に関するグローバル・フォーラムの原則の上にも描かれている。

第一の柱の下では、我々は、紛争、政情不安、貧困、犯罪、腐敗及び人権侵害のような非正規の移住及び強制される退去の根本原因に対処する取組を強化する。我々はまた、気候変動が、移動を引き起こす他の要因と交差し、それらを悪化させる、リスクを増大させるものであることを認識する。我々は、持続可能な開発、強靭性及び安定に貢献する長期的な構造的解決策への道を整えるために、出身国、経由国及び目的国の間で、包括的かつ衡平なパートナーシップを促進することを目指す。我々は、全ての個人が、安全、権利及び尊厳を守りつつ、自国で暮らし繁栄することを可能にしつつ、経済、ガバナンス、社会及び環境の条件を支援するための連携及び地域の取組を強化する。この点に関し、我々は、出身国並びに多くの移民及び難民を受け入れている国及びコミュニティが、開発、人道支援、安全、公衆衛生、教育及び雇用を支えるための国際的な財政支援を必要とし得ることを認識する。このために、我々は、我々が非正規の移住の根本原因に対処することを確保するために、我々の政策及び行動を活用する。

第二の柱では、我々は、非正規の移住を防止及び対処し、それを助長する違法な活動に対抗し、それが個人及び社会にもたらす課題に対処するための我々の取組を強化する。我々は、国際法に準拠して、自国の国境を管理する国家の主権的権利及び自国の管轄下において移住を統制する権限を確認する。我々は、国際人権法を含む国際法及びノン・ルフールマン原則に沿った行動を推進する。我々は、ルート全体のアプローチを採用し、個人が非正規かつ危険な移住への旅を開始することを抑止することを目指した戦略に向けて取り組む。

特に、我々は、移民の密入国及び取引ネットワークの活動を制限する観点からも、国境管理並びに査証政策及び手続を強化するよう取り組む。我々はまた、在留資格がない人々の安全かつ尊厳ある帰還を支援し、出身国における持続可能な再統合の取組を支援するために協同で取り組む。我々は、国際的なコミットメントに沿って、また、適正手続を通じ、各国が自国民を再び受け入れることを奨励するための共同の外交的な取組を活用する。

国際組織犯罪防止条約(UNTOC)及びその付属議定書に沿って、我々はまた、移民の密入国及び人身取引から利益を得る組織犯罪ネットワークを防止、対抗及び解体し、そのビジネス・モデルを分断するための我々の行動を強化する。この目的で、我々は、「移民の密入国を阻止し対抗するためのG7コアリション」を立ち上げる。このイニシアティブを通じて、我々は、出身国、経由国及び目的国の関係当局に関与しつつ、捜査能力に係る協力の強化を推進する。我々は、密入国及び人身取引ネットワークに対する証拠に基づく共同の執行行動にとって不可欠な、改善され信頼できるデータ交換に向けた前進を奨励する。我々は、財産の没収における協力の強化を含め、財政面に対処しつつ、組織犯罪を効果的に特定、捜査及び破壊する「資金の流れを追う」アプローチを活用する。我々はまた、潜在的移民が危険なルートに旅立つことを抑止するために、これら

移民に対し、移民の密入国や人身取引に伴うリスクについての意識を高め、知らせることの重要性を認識する。我々は、G7の内務・安全担当大臣に対し、他の関係閣僚と連携して、次回の内務・安全担当大臣会合にて採択されるべき、G7コアリションを前進させるための行動計画を策定することを指示する。この行動計画を実施するにあたり、我々は、国連薬物犯罪事務所(UNODC)及びその他の関連国連機関、金融活動作業部会、国際刑事警察機構(INTERPOL)、欧州刑事警察機構(EUROPOL)、EU移民密入国対策グローバル・アライアンスを含む進行中のパートナーシップ及びメカニズムを通じ、また、ローマ・リヨン・グループ、ベニス司法グループのようなG7の枠組を通じて、同コアリションが取り組むことを確保する。

第三の柱では、我々は、包括的なルート全体の移住管理戦略の一部として、移民及び難民にとっての安全で正規の移住の道筋の重要性を認識する。正規の移住の道筋は、現実的な代替手段を示すことができ、非正規の移住並びに密入国及び取引ネットワークの使用を削減する潜在性があり、危険なルートに旅立つことによる人道的悪影響の防止に貢献し得る。この点に関し、我々は、安全で、秩序ある、正規の移住を確保することへの我々のコミットメントを再確認し、送金を通じたものを含め、移民が我々の国及び低中所得国にもたらし得る重要な経済的及び社会的利益を認識する。

正規の移住の道筋は、我々の法制度、主権的決定及び公正な採用の原則を遵守しつつ、国内要件に対応する必要がある。共同責任の精神を原動力として、我々は、非正規の移住に伴う課題及びリスクに対処しつつ、移住ガバナンスの改善においてパートナー国を支援することによるものを含め、正規の道筋に関する協力を前進させる。この文脈で、我々は、人材及び職業的な移動を確保することを目指した進行中の地域的な取組並びに再定住への効果的な方策を構築及び維持することを目指した計画を認識する。これらのイニシアティブは、目的国の労働ギャップに対処しつつ、移民のための安全で合法な道筋を提供できる。これらは、虐待と搾取を防止し、人権及び人間の尊厳を保護し、世界中の安全と治安を強化するために、脆弱な人々のニーズを考慮して設計され、ジェンダー及び年齢に考慮したアプローチを採用すべきである。このため、我々は、適切な場合に途上国とのパートナーシップにより実施される労働の道筋を含め、我々の包括的な政策枠組の一部として正規の道筋を含め続ける。我々は、関係する国際及び地域フォーラムにおけるこれらの事項に関する議論を維持し奨励しつつ、一層共有された協力的なアプローチに向けて、これらの効果的かつ合法的な活用を推進する。

# <世界経済及び金融>

我々は、世界経済は予想されていた以上の強靭性を示しているが、地政学的緊張、エネルギー価格の新たな変動性及びサプライチェーンの円滑な機能の更なる混乱から生じるリスクに引き続きさらされていることを認識する。我々の政策的取組は、財政余力を徐々に再構築し、物価及び金融の安定を確保しつつ、イノベーション、公正なグリーン及びデジタル移行並びに生産性の成長を推進することに焦点を当て続ける。我々はまた、G7の為替相場についての既存のコミットメントを再確認する。我々は、世界中に波及効果をもたらす非市場的政策及び慣行の包括的な使用

に懸念を表明する。我々は、全ての関係するトラック間で、補助金及びその他の産業及び貿易政策措置が世界的にマクロ経済に与える影響を、比較可能な情報に基づいて評価し、産業政策、経済的分断、市場集中リスク、過剰生産に関連する課題についての非G7諸国との対話を促進するための取組を奨励する。この目的を達成するため、我々は、関連する省庁間のG7の対話を前進させるために協力を強化し、また、適切な場合には、国際通貨基金(IMF)、世界銀行グループ(WBG)、世界貿易機関(WTO)及び経済協力開発機構(OECD)に加え、G7を超えたパートナーに関与する。

我々は、金融システムにおける脆弱性を特定、監視及び対処する金融安定理事会(FSB)及び基準設定主体が実施する作業の重要性を強調する。我々は、ノンバンク金融仲介部門の強靱性を強化するための進行中の作業を強く支持する。我々はまた、暗号資産の実効的な規制監督上の枠組を実施するとのコミットメントを再確認し、クロスボーダー送金の改善に向けたG20ロードマップを進めるイニシアティブを歓迎する。我々は、マネーロンダリング、テロ資金供与及び拡散金融と闘うための世界的な取組を強化することの重要性を再確認し、関係する金融活動作業部会(FATF)のイニシアティブを支持する。

我々は、21世紀にふさわしい、より安定的で公正な国際課税制度への我々の強い政治的コミットメントを改めて表明する。我々は、2024年6月末までに、第一の柱の多数国間条約を署名のために開放する観点から、OECD/G20包摂的枠組における作業の最終化に対してコミットしており、また、我々は、第二の柱の実施に関する更なる進展を求める。我々は、税の透明性に関する進展を歓迎し、関連する法域が暗号資産等報告枠組を効果的に実施することを支持する。我々は、既存の成果を基礎として、途上国及び先進国の幅広い参加を得ながら、税の問題に関する国際協力を促進することに引き続きコミットしている。我々は、国際的な協力を前進させるために、G20議長国ブラジルと建設的に取り組み続ける。我々は、個人への累進的かつ公平な課税を目指した我々の取組を増加させるために取り組む。我々は、安定的かつ予測可能な国際課税制度を支援するためのコンセンサスに基づく決定の重要性を強調しつつ、国際租税協力に関する枠組条約のための国連(UN)アドホック委員会での議論を認識し、途上国及び新興市場のための国内資金動員並びに税に関する能力構築の促進のような課題を優先しつつ、包摂的かつ効果的な国際租税協力を推進する。

増大する債務負担は、低中所得国が未来に投資しSDGsを達成する能力を抑制している。 我々は、全てのステークホルダーに対し、取組を倍加させ、債務破綻状態に陥る低中所得国を支援する能力を向上させることを求める。これは、未解決の個別国事案を完了させること、将来の債務措置をより透明かつ時宜を得たものにすること、改革に取り組む国を危機に陥る前により持続可能な状態に置くためのツールキットを改善することを含む。我々は、債務者及び債権者に更なる明確性を与え、得られた教訓を基礎として、G20が予測可能で、適時に、秩序立ち、かつ協調的な方法で「債務支払猶予イニシアティブ(DSSI)を超えた債務措置に係る共通枠組」の実施を改善することを期待する。「共通枠組」を超えて、中所得国の債務脆弱性は多国間の協調を強化す ることにより対処されるべきである。我々は、債務再編における債務の透明性及び情報共有の重要性を強調し、データ共有の取組への全ての債権者の参加を求める。我々は、公的債務にかかるグローバル・ラウンドテーブル(GSDR)に対し、全ての当事者間の建設的かつ包括的な対話を促進しつつ、その取組を継続するよう促す。我々は、「気候変動に対する強靱性を取り入れた借入条項(CRDC)」の発展を歓迎し、より多くの債権者に対しCRDCを提供するよう促す。

我々は、最も喫緊の開発及び世界的な課題に対処するために、多国間開発金融機関(MDBs)を進化させ、強化するという確固たるコミットメントを再確認し、より良く、より大きく、より効果的なMDBsを達成するというG20のコミットメントに沿った更なる議論を歓迎する。我々は、MDBsが既に達成した大きな進展を歓迎し、MDBsを支援し続ける。我々はまた、G20の「MDBsの自己資本の十分性に関する枠組(CAF)の独立レビュー」の実施が今後10年間の追加的な資金見込みとして既に2000億米ドル以上を確保したことを歓迎し、MDBsの優れた信用格付及び優先的に弁済を受ける地位を保護しつつ、追加的な多額の資金を引き出すための更なるCAFの実施を求める。

我々は、G7及び他のドナーが既に支援を示した、ハイブリッド資本及びポートフォリオ保証のようなMDBsにおける革新的金融手法を実現することにコミットしている。国内で承認されれば、これらの手法に対する現在のG7のコミットメントは、今後10年間で世界銀行の融資を更に約700億米ドル拡大することを可能にする。我々はまた、アフリカ開発銀行(AfDB)が初の市場投資家に対するハイブリッド資本の発行を成功させたことを称賛する。我々は、MDBsに対して、信用格付け機関との更なる協議を通じたものを含め、自己資本の十分性に関する評価手法に、請求払い資本の価値をより良く反映させる方法を共同で模索することを求める。

我々は、低所得国に多額の譲許的な支援を提供し続けることの重要性を再確認する。この点に関し、我々は、アジア開発基金の増資(AsDF14)の成功を歓迎し、国際開発協会の増資(IDA2 1)の成功を支援し、来年のアフリカ開発基金の増資(AfDF17)の成功に向けて取り組むことにコミットする。我々は、全てのステークホルダーからの貢献が必要であることを認識し、また、我々は、ドナーの基盤を拡大するための取組を支援する。

我々は、貧困削減・成長トラスト(PRGT)への我々の貢献を通じたものを含め、最も脆弱な人々に対するIMFのコミットメントを強く支持する。我々は、貢献することができる全てのIMF加盟国、特にまだそうしていない加盟国に対する、資金支援の提供を検討することの要求を再確認する。我々は、PRGTの包括的かつ適時の見直しに期待し、また、我々は、内部資金の使用を含め、PRGTの長期的な財務の自立的な持続可能性を確保し、増大する低所得国のニーズを満たすことに資する、全ての実現可能な選択肢について議論する用意がある。我々は、IMFの強靱性・持続可能性トラスト(RST)の中間見直し、並びにその気候変動及びパンデミックに対する強靱性への焦点を歓迎する。

我々は、エネルギー転換を加速し、長期にわたるインフラギャップを埋め、気候への強靱性を推進するために、アフリカにおける変革的なグリーン・インフラのプロジェクトに対し、100億米ドルの融資可能なポートフォリオを設計及び開発するためのブレンディッド資本を動員することを目指した、アフリカ連合、アフリカ50及びその他の開発パートナーとのパートナーシップによるAfDBの革新的な資金メカニズムとして、「アフリカのグリーン・インフラストラクチャー・アライアンス(AGIA)」を支援する。我々は、G7として、AGIAに対し最大で1.5億米ドルの無償資金、譲許的資本及び商業資本を共同で貢献し、また、我々は、アフリカにおけるグリーン・インフラへの民間部門の投資として最大約30億米ドルのレバレッジを支援することを期待する。

我々は、ウェル・ビーイングの視点から気候変動及びAIのような政策問題に特に焦点を当てる、 2024年11月4~6日にローマでイタリアが主催する第7回OECDウェル・ビーイング世界フォー ラムに期待する。

### く貿易>

世界的な脅威、特に黒海における海上貿易を妨害する継続的な試みを含むロシアのウクライナに対する侵略戦争や、紅海及びアデン湾を通過する商業船舶に対する恒常的なホーシー派の攻撃は、世界的なサプライチェーン、港湾及び貿易の流れの脆弱性に対処する決定的な必要性を強調した。

これらの課題に対処するために、我々は、輸送の流れ及びネットワークの強靱性を強化するためのG7の能力を高める、輸送サプライチェーンに関するG7作業部会を立ち上げた。

我々は、世界貿易機関(WTO)を中核とする、ルールに基づく、自由かつ公正で、衡平な、透明性のある多角的貿易体制への我々のコミットメントにおいて引き続き結束している。より野心的な成果の欠如にもかかわらず、我々は、第13回WTO閣僚会議(MC13)の結果を認識する。我々は、電子的送信に対する関税不賦課のモラトリアムをMC14まで維持するとの決定を歓迎し、また、我々は、恒久的な禁止への我々の支持を改めて表明する。我々は、「電子商取引に関する共同声明イニシアティブ」の交渉の迅速な妥結に向けて取り組むことにコミットしている。

我々は、WTOの監視、審議及び交渉機能を改革する必要性を強調し、全ての加盟国が利用できる、完全にかつよく機能する紛争解決制度を2024年末までに持つ観点からの議論を実施することに引き続きコミットしている。我々は、関係国に対して、世界的な貿易体制におけるそれらの国々の経済的な重要性及び役割に応じ、WTOにおいて特別かつ異なる待遇を主張することを控えることを求める。我々はまた、世界の漁業補助金に関する野心的で包括的な合意を求める。

多国間協力は、公正な競争、予見可能性及び持続可能性によって支えられなければならない。 この点に関し、我々は、我々それぞれの政策において、透明性、協調性及びWTOのルールの尊 重を我々が重視することを再確認する。我々は、世界的に公平な競争条件に向けた我々の取組 を強化し、我々の経済を開かれ、競争的なものに維持するという我々のコミットメントを再確認する。 我々はまた、とりわけ対象となる部門の支配のために使われる場合において、国有企業(SOEs) によるものを含む有害な補助金や強制技術移転のような非市場的政策及び慣行への対処に取り 組む。我々は、適当な場合には、これらの慣行を特定し、抗議し、対抗するために、新しいものを 含め我々の貿易手段を効果的に使うこと、また、パートナーと共により強力な国際的なルール及 び規範を推進することにコミットする。

世界的な環境の課題への対処における貿易の重要な役割を認識しつつ、我々は、環境物品、サービス及び技術に係る貿易の円滑化と推進、並びにプラスチック汚染との闘いのような複数国によるイニシアティブを含め、気候変動枠組条約第28回締約国会議(COP28)のコミットメントの達成に貢献するWTOでの審議を支持する。

我々は、気候危機への対処及び世界的なクリーン・エネルギー移行の加速という共通目標の達成において、我々の貿易政策並びに国内外における将来の産業への公的及び民間の投資が主要な役割を果たすことを認識する。我々はまた、世界中でエネルギー移行のコストを引き下げるクリーン・エネルギー移行のための投資ギャップを埋めるために、更なる協力が必要であることを認識する。この文脈で、我々は、将来のクリーン・エネルギー経済を推進する上で、互いの犠牲の上に行動しないという我々の共同のコミットメントを反映しつつ、協調的な方法で、開かれ、かつ透明性のある協力を行うことを強調する。

我々は、女性や先住民族を含む十分に代表されていないグループが直面する特有の課題及び持続可能な経済成長を確保するためのそうした人々の役割を認識しつつ、包摂的な貿易を推進し続ける。

### <経済的強靱性及び経済安全保障>

広島以降に我々が遂げた我々の戦略的協調における進展を基礎として、我々は、G7内及びG7を超えたパートナーシップ及び協力により、経済的強靱性及び経済安全保障を推進する我々のコミットメントを強化する。特に、我々は、強靱な経済とサプライチェーンを構築し、有害な慣行に対処するための我々のツールキットが目的に適ったものであることを確保し、国際の平和及び安全を脅かすために使用され得る重要技術及び新興技術を保護している。

過剰生産に起因するものを含め、経済的強靭性には多様化及び重大な依存関係の低減を通じたデリスキングが必要であることを認識しつつ、我々は、「強靭で信頼性のあるサプライチェーンに関する原則」、すなわち透明性、多様性、安全性、持続可能性、信頼性を実施する。我々は、経済のダイナミズム及び開放性を維持しつつ、G7内及びG7を超えて、パートナー及び民間部門に積極的に関与することによってこれを行う。我々は、官民の部門に対し、需要と供給の両方において、戦略的物品のサプライチェーン強靭性を強化するための連携した取組を行うよう促す。これは、経済的要因のみならず上記の原則に関する要因も考慮した、関連する基準についてのG7内での将

来の連携のために、重要物品、戦略的部門及びサプライチェーンを共同して特定することを追求することを含む。

我々は、高水準を推進し、あらゆる場所における現地の労働者及びコミュニティへの利益を創出しつつ、アフリカ及びその他の場所における世界的なサプライチェーンへのより幅広い低中所得国の参加を増加させるイニシアティブを擁護する。我々はまた、我々のパートナーの脆弱性を低減する。我々は、強靱で包摂的なサプライチェーンの強化(RISE)に向けたパートナーシップ、鉱物安全保障パートナーシップ(MSP)及びMSPフォーラムのような重要鉱物に関する協調されたイニシアティブを加速させる必要性を再確認する。

我々は、広範で不透明かつ有害な産業補助金、国有企業(SOEs)の市場歪曲的な慣行及びあらゆる形態の強制技術移転のような非市場的政策及び慣行に起因する、鍵となる部門における有害な市場の歪曲並びに世界的な過剰生産への対処のために協働することに、これまで以上にコミットしている。我々は、そのような慣行は、自由で公正なルールに基づく国際経済秩序を損なうのみならず、戦略的な依存及び脆弱性を悪化させ、新興国及び途上国の持続可能な開発も妨げ得ることを認識する。

こうした背景から、我々は、我々のツールキットが目的に適っていることを確保し、我々の連携を強化する。我々は、非市場的政策及び慣行が有害な過剰生産や他の波及効果をいかに生み出しているかを評価するため、共同での監視を追求する。我々は、同志国との間を含め情報交換を強化し、より高い実効性の観点から、意図しない負の影響を避け、サプライチェーンの安全を考慮しつつ、我々それぞれの対応について協議することにコミットする。我々は、より公平な世界貿易及び投資環境に向けて連携するために途上国及び新興市場に関与しつつ、その根源において課題に対処するために、過剰生産に貢献する者への外交的な取組を強化する。

我々は、経済的依存を武器化する試み又は脅しが失敗することを確保するためにパートナーと協働し、必要な場合には、経済的威圧に対して行動をとる用意がある。我々は、適切な場合には、それぞれの法制度及び国際法に沿って新しい手段を開発しつつ、共同の評価、準備、抑止及び対応を強化する。我々は、G7を超えたパートナーと共に、「G7経済的威圧に対する調整プラットフォーム」を通じたものを含め、潜在的な事案、発生しつつある事案、及び進行中の事案に対処する。我々はまた、適当な場合には、対象となった国家、エコノミー及び主体を支援し、また、我々は、プラットフォームに対し、懸念及び主要な脅威のある分野を積極的に監視することを指示する。

我々は、進化する技術は機会のみならずリスクもまた提示することを認識する。急速な前進が 軍民両用の技術の性質を変化させていることを認識しつつ、我々は、軍民両用の技術の保護に 関する我々のエコシステムにおけるギャップが悪用されないための取組を推進する。我々は、国 際貿易及び投資への過度な制限を回避しつつ、新しい技術の急速な発展に歩調を合わせるよう 我々の手段が十分に柔軟であることを確保する。我々は、国際の平和及び安全を損なうために軍 事及びインテリジェンスの能力を使用し得る主体がそのような能力を強化する上で中核となると評価される狭い範囲の技術的な前進が、我々の企業の資本、専門的知見及び知識によって加速されることを防止することに共通の関心を有する。

# 本日、我々は以下の措置をとる。

- 必要とされる限り、自由と復興のためのウクライナの闘いを支援するために連帯する。ゼレンスキー大統領の出席の下、我々は、プーチン大統領に誤りようのないシグナルを送りつつ、動かせないようになっているロシアの国家が有する資産の特別な収益を活用し、約500億米ドルを利用可能とすることを決定した。我々は、ロシアの防衛産業基盤を縮小し資金を断つための共同の取組を強化する。
- 我々は、世界的な研究エコシステムを保護し、開かれた研究協力を維持することにコミットする。我々は、既存の多国間の研究セキュリティ及びインテグリティの取組を強化し、知的財産、データ及び機微技術の秘密裏での強制移転を防止するよう取り組む。
- 我々は、潜在的な経済的威圧の脅威としての重要鉱物の使用を監視し、情報を交換するための我々の能力を増強し、既存の供給者の独占又は多角化の欠如に起因する、経済的依存を武器化する試みにより生じるサプライチェーンの混乱のリスクを防止するよう取り組む。
- 我々は、量子技術を含め、急速に進んでいる軍民両用の技術の輸出がもたらすリスクを評価し続け、必要な場合には、我々それぞれの法的枠組に従って、国際安全保障のリスクに対処する輸出管理を実施するための取組を推進する。我々はまた、適切な場合には、輸出管理をいかに迅速かつ国家及び国際の安全保障を守る確実な方法で実施できるかの理解を更に進展させるために、我々のパートナーと共働する。
- 我々は、機微技術、データ及び専門的知見へのアクセスを提供することによるものを含め、 一部の外国投資は国際の平和及び安全並びに国家安全保障へのリスクを伴い得ることを 認識しつつ、我々それぞれの外国投資審査の実効性を確保するよう取り組む。
- 我々は、我々の最も機微な技術が国際の平和と安全を脅かすために利用され得るリスクへの対処に我々の経済安全保障上のツールキットを適合させるよう取り組み続ける。この文脈で、我々は、対外投資からのリスクに対処するために設計された適切な措置は、輸出及び対内投資に関する特定された管理の既存の手段を補完するために重要となり得ると信じる。我々は、これらの共通かつ喫緊の目標について、民間部門に関与し、明確性を提供し続ける。
- 我々は、データとAIのような高度な技術の相互作用によりもたらされる国際の平和及び安全への新たなリスクに対処することにより、信頼性のある自由なデータ流通を強化する措置の重要性を再確認する。我々は、遺伝子データを含む機微データの保護及び安全について最高水準を確保するという我々の共通の関心を認識する。
- 我々は、バイオコンバージェンスに関連するリスクの証拠に基づき、軍民両用のバイオテクノロジー品目及び装置を保護するための方法に向けて取り組む。

我々は、G7を超えた同志国間で経済的強靭性及び経済安全保障に関する我々の連携を促進

した、5月の経済協力開発機構(OECD)閣僚理事会(MCM)を歓迎する。

### <保健>

我々は、ワンヘルスアプローチを推進し、予防及び保健システムを支え、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)の達成に更に貢献し、質の高い保健サービス及び不可欠な感染症危機対応医薬品等(MCMs)への公平なアクセスを推進し続ける。我々は、全ての年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、ウェル・ビーイングを推進しつつ、SDGsの目標3に向けた進捗を加速させることへの我々のコミットメントを再確認する。更に、我々は、特に世界エイズ・結核・マラリア対策基金への支援によって、HIV/エイズ、結核、マラリア、また公衆衛生上の脅威としての顧みられない熱帯病及びポリオを2030年までに終息させ、また、最近のコレラ及びデング熱の大流行におけるものを含め、既に世界中で見られる気候変動による感染症への影響に対処することに、改めてコミットする。

より広範には、我々は、保健システムを気候変動に対して強靱で、衡平で、低炭素及び持続可能なものに変革するという気候変動枠組条約第28回締約国会議(COP28)の「気候と健康宣言」の目的を再確認する。

この点に関し、我々は、世界保健機関(WHO)を中核とするグローバルヘルス・アーキテクチャー(GHA)を強化する必要性を認識する。GHA及びパンデミックへの予防・備え・対応(PPR)の強化には、公的及び民間資金が必要である。我々は、G20財務・保健合同タスクフォースの作業を通じたものを含め、パンデミックへのPPRのための財務及び保健トラック間の連携を強化し、対応資金の革新的なメカニズムを検討し続けることにコミットする。我々は、(1)ドナーベースの拡大並びに新規プレッジにおける少なくとも20億米ドル及びその同等又はより多額の協調融資への要求を含むパンデミック基金、(2)地域のワクチン製造イニシアティブを含む、MCMの開発及び製造の地域多様化を支援するためのG7の連携の強化、並びに公平性を強化するための不可欠な要素としてのラスト・ワンマイル・デリバリー、(3)世界銀行及びWHOと協力した、国際通貨基金(IMF)の強靱性・持続可能性トラスト(RST)のパンデミックへの備えに関するコンポーネントにかかるプロセスの終了及び運用の迅速化、(4)「グローバルヘルスのためのインパクト投資イニシアティブ」のようなインパクト投資イニシアティブへの継続的な支援を求める。

更に、我々は、関連するG7の開発金融機関(DFIs)が欧州投資銀行及び国際金融公社と共に組織の能力構築を進展させ、将来のパンデミックにおいてMCMを調達、製造し、低中所得国に供給するための即時の資金を確保する、MCMサージ・ファイナンス・イニシアティブを歓迎する。我々は、DFIsが主導し、共同して進める、2024年におけるMCMのための新たなサージ・ファイナンス・ファシリティの進展を歓迎する。関係するDFIs及び国際金融機関(IFIs)は、その他の世界的及び地域的な保健機関と連携してこのイニシアティブを更に進展させるため、本年、了解覚書に署名する意図を有する。我々は、Gaviワクチン・アライアンス、WHO及びグローバルファンドの持続可能な増資に期待する。

我々は、「グローバル・ヘルス・イニシアティブの将来」プロセスの結果の共有を受け、UHCに向けた実施国主導の優先事項を支援する上で、国際保健の資金調達のエコシステム全体にわたる整合性及び連携の強化の重要性に留意する。

我々は、UHCを前進させ、また、WHOアカデミー、G20公衆衛生人材ラボラトリウム及びUHC ナレッジハブを通じたものを含め、強靱な保健システム、プライマリーヘルスケア・サービスの提供、及び技能を有する医療従事者に投資することにコミットする。この文脈で、我々は、全ての人の包括的な性と生殖に関する健康と権利(SRHR)を更に推進し、特に脆弱な状況にある、妊産婦、新生児、乳幼児及び青少年の健康を前進させることにコミットする。

我々は、プライバシーを確保し、相互運用性を推進しつつ、新たな治療及び治療薬を開発し、 診断ツール及び技術を改善し、既存の及び新たな保健課題に対処するために、人工知能(AI)の 倫理的使用を含む研究の取組を支援し、新興技術を活用し続ける。

我々は、健康的なライフスタイル、また、人間の健康と環境双方に有益な地域産品による科学的根拠に可能な限り基づく食事モデルを推進すること、並びに健康決定要因及び非感染性疾患、特にメンタルヘルス及び癌に対処することによる、健康的で活動的な高齢化のための生涯を通じた予防の重要性を強調する。

我々は、低中所得国におけるものを含め、気候変動、生物多様性の損失及び汚染の3つの地球上の危機により悪化する、薬剤耐性(AMR)及びその他の保健の課題を引き続き深く懸念している。2024年9月のAMRに関する国連総会(UNGA)ハイレベル会合に先立ち、我々は、低中所得国のニーズを擁護し、根拠に基づいたパネルがAMRに関する行動をとり続けるためのマンデートと共に行動を活性化させる具体的な目標とターゲットを含む、野心的な成果文書を支持する。我々は、感染予防及び管理措置を探求及び実行し、また、抗菌薬の使用及び消費量のサーベイランスを含め、抗菌薬の慎重かつ適切な使用の管理を実施することにより、ワンヘルスの枠組内でAMRに対抗するため、不可欠な抗菌薬への公平なアクセスと統合的な行動を推進し続ける。我々はまた、新たな抗菌薬、その代替品及び診断法の研究開発を加速させるため、プッシュ型及びプル型のインセンティブを実施し、官民パートナーシップを支援し、革新的な手段を模索する。

# くジェンダー平等>

我々は、社会のあらゆる分野への完全かつ平等で意義のある参加を通じた、ジェンダー平等並びにあらゆる多様性をもつ女性及び女児のエンパワーメントを達成することへの我々のコミットメントを再確認する。我々は、特に危機的な状況下における、世界中の女性、女児及びLGBTQIA+の人々の権利の後退に強い懸念を表明し、また、我々は、これらの人々の人権と基本的自由に対するあらゆる侵害を強く非難する。我々は、社会のあらゆる領域においてこれらの人々の権利を推進及び保護し、全ての政策分野において一貫してジェンダー平等を主流化し続ける。我々

は、多国間フォーラムにおいてジェンダー平等を前進させるため、世界的なパートナーと協働する。

我々は、ヘイトと差別を防止し、これらに対処し、技術や人身取引により助長されるものを含め、性的暴力及びジェンダーに基づく暴力を撲滅することに改めてコミットする。我々は、被害者及びサバイバーに包括的な支援と意義のある参加を提供する。我々は、全ての人の包括的な性と生殖に関する健康と権利を含め、女性のための十分で、負担可能で、質の高い保健サービスへの普遍的なアクセスに対する広島首脳コミュニケにおける我々のコミットメントを改めて表明する。

我々は、全ての女性及び女児の完全な経済的エンパワーメント、並びに科学、技術、工学、数学(STEM)部門を含む意思決定プロセスへの平等で意義のある参加及びリーダーシップを推進し続ける。我々は、民間部門との協力の強化や企業のためのジェンダー平等認証システムの採用の支援を通じたものを含め、有害なジェンダー規範、固定観念及び慣行に対処し、構造的障壁及びジェンダー間の賃金格差を解消するための我々の取組を強化する。我々は、女性の平等な権利を推進し、高齢化社会が直面する人口動態に関する課題に対処するための社会全体によるアプローチを採るため、全ての人のための負担可能で質の高い育児や長期的なケア・サービスを確保し、親であることの保護を支援し、ワーク・ライフバランス及びケア責任の平等な分担を推進する必要性を認識する。こうした背景から、我々は、無償のケアワークを認識し、削減し、再分配し、有給のケアワークに十分な報酬を支払い、ケア労働者の代表性を保証することの重要性を改めて表明する。

我々は、ジェンダー不平等を助長するケアワークの不平等なジェンダー間の負担に対処する。この目的のため、我々は、世界銀行の「児童保育への投資イニシアティブ」を通じたものを含め、児童保育の利用可能性に関する世界的な格差を解消するための取組に投資することにより、2035年までに更に2億人の女性の労働参加を支援することを目指す。

我々は、気候変動への強靱性、食料安全保障、教育及び移住を含め、我々の外交政策、人道 支援及び開発協力にジェンダー変革的かつ部門横断型のアプローチを適用することを推進する。 我々は、防災への適用を含め、女性・平和・安全保障アジェンダを前進させ、また、紛争下におけ る女性の平和構築者を支援することにもより、紛争に関連した性的暴力を含むあらゆる形態のジェンダーに基づく暴力を根絶することにコミットする。我々は、ジェンダー平等のためのG7のODA を共同で増加させることへの我々のコミットメントを改めて表明し、また、我々は、特にアフリカにおいて、気候変動及びジェンダーのネクサスにおいてODAを増加させる方法を模索する。

全ての女児のための質の高い教育は、将来の平等水準の最善の予測手段であることを認識しつつ、我々はまた、全ての人のための安全で、包摂的で、公平な質の高い教育を推進しなければならない。2024年が「アフリカ連合の教育年」であることに留意しつつ、我々は、2026年までに「女子教育に関するG7目標」を達成するための我々の取組を倍加させることを通じたものを含め、女児の教育に関するアフリカ諸国とのパートナーシップを強化する。

「2Xチャレンジ」の成功を認識しつつ、我々は、ジェンダーと気候のネクサスへの投資を奨励する、3年間で少なくとも200億米ドルをジェンダー投資に投じるとの開発及び多国間金融機関による新たなコミットメントを歓迎する。我々は、その他の官民関係者に対し、計測可能な変化及び女性のエンパワーメントへの資金調達を前進させつつ、次回の「2Xチャレンジ」に参加するよう求める。

我々は、強化されたジェンダー平等アドバイザリー評議会(GEAC)及びその提言を歓迎する。 信頼性の高い性及びジェンダー別のデータ収集及びモニタリングの重要性を強調しつつ、我々は また、改定された「ジェンダー格差に関するG7ダッシュボード」を歓迎する。

# く包摂と障害>

我々は、全ての個人が、社会、文化、教育、経済、市民及び政治生活への完全かつ効果的な参加への平等な権利を有することを確保することにコミットしている。我々は、我々のコミュニティをより強化し、より結束させるため、全ての人の能力及び技能を強化する意図を有する。我々は、全ての政治的アジェンダにわたって障害者の権利を更に統合させることにコミットし、そうするに際し、我々は、初めてとなる包摂と障害に関するG7閣僚会合の開催を歓迎する。我々は、我々の閣僚に対し、普遍的なアクセス及びアクセシビリティ、自立した生活、包摂的な雇用、サービスの利用可能性、緊急的予防及び管理等に関する行動を明確にする、ソルファニャーノ憲章を立ち上げるよう指示する。我々は、障害者の権利に関する国連条約(UNCRPD)の実施に関する我々の行動を強化する。我々は、2025年にベルリンで開催されるグローバル障害サミットに期待する。

#### 〈軍縮・不拡散〉

我々は、全ての大量破壊兵器とその運搬手段の拡散及び使用を防止することに引き続き堅くコミットしている。

我々は、ロシアの無責任な核のレトリック及び行動並びに報告されているロシアによるウクライナ軍に対する化学物質の増大する使用を大きく懸念している。我々は、ロシアによる化学兵器、生物兵器、放射性兵器又は核兵器のいかなる使用も深刻な結果をもたらすことを改めて表明する。我々は、中国の不透明かつ加速している核戦力の拡大を引き続き懸念している。我々は、北朝鮮及びイランによる核及び弾道ミサイル計画の継続的な前進に対処するために取り組み続ける。

核軍縮に関するG7首脳広島ビジョンを想起しつつ、我々は、全ての者にとっての安全を損なわず、現実的で、実践的な、責任あるアプローチを通じて達成される、核兵器のない世界という究極の目標に向けた、軍縮及び不拡散の取組に対する我々のコミットメントを再確認する。核兵器不拡散条約(NPT)は、世界的な核不拡散体制の礎石であり、核軍縮及び原子力の平和的利用を追求するための基盤である。我々は、冷戦終了以降に達成された世界の核兵器数の全体的な減少は継続しなければならず、逆行させてはならないと信じる。

我々は、包括的核実験禁止条約(CTBT)を発効させる必要性を強調する。この点に関し、我々は、ロシアに対し、核実験のモラトリアムを遵守し続け、CTBTを改めて批准することを求める。 我々はまた、北朝鮮に対し、更なる核実験を実施せず、CTBTに署名及び批准するよう求める。

我々は、長きにわたって遅延している、核兵器又は他の核爆発装置に用いるための核分裂物質の生産を禁止する条約(FMCT)の軍縮会議における即時交渉開始を求め、まだそうしていない全ての核兵器国に対し、そのような物質の生産に関する自発的なモラトリアムを宣言し、維持することを要請する。

我々は、化学兵器禁止条約(CWC)及び生物兵器禁止条約(BTWC)、並びにそれらの普遍化及び完全かつ効果的な履行に対する我々の支持を引き続き堅持している。我々は世界中の生物学的脅威に対処することの重要性を強調する。我々は、生物学的研究、開発及び革新が、安心で、安全で、責任があり、持続可能な方法で行われることを確保するために取り組む。

我々は、国家及びテロリストの区別なく、大量破壊兵器の取得及び使用を防止し、探知し、また、対処するための世界的な取組の原動力である、G7主導の「大量破壊兵器及び物質の拡散に対するグローバル・パートナーシップ」へのコミットメントを改めて表明する。

我々は、急速な技術開発に歩調を合わせる方法で、軍事目的に使用され得る物質、技術及び研究に対する効果的な輸出管理を強化しており、鍵となる不拡散の手段及び国際の平和と安全保障のための保護策としての多国間輸出管理レジームの中心的役割を認識する。

我々は、宇宙条約を含む既存の法的枠組を堅持しつつ、安全で、平和的で、責任ある、かつ持続可能な宇宙空間の利用へのコミットメントを改めて表明する。我々は、全ての国の宇宙安全保障を向上させるとの目標の下、国際協力及び透明性並びに信頼醸成措置及び責任ある行動に関する規範を促進することに引き続きコミットしている。

我々は、核兵器及びその他のあらゆる種類の大量破壊兵器を運ぶ物体を地球を回る軌道に乗せないこと、これらの兵器を天体に設置しないこと並びに他のいかなる方法によってもこれらの兵器を宇宙空間に配備しないことを含め、全ての締約国が宇宙条約を完全に遵守する義務を負うことを確認する。

# <テロリズム、暴力的過激主義、国際的な組織犯罪への対応>

我々は、あらゆる形態のテロリズム及び暴力的過激主義を非難し、これらに対抗する。我々は、 法の支配を堅持し、人権を尊重しつつ、我々の社会の自由と安全を守ることを決意している。我々 は、テロ資金の調達とテロリストのプロパガンダ、特にオンライン上のテロリストのコンテンツの拡 散と闘い続ける。我々はまた、これらの犯罪を捜査し訴追するため、情報共有、国際協力、及び国 境管理におけるものを含む能力構築を推進する。

我々は、国際組織犯罪と闘い、そのビジネス・モデルを破壊し、そのネットワークを解体することへの我々の強いコミットメントを改めて表明する。薬物取引、移民の密入国、人身取引及び詐欺は、組織犯罪の主要な資金源である。我々は、これらの国境を越えた挑戦並びに環境に影響する犯罪及び文化財に対する犯罪に対処するため、他の政府と共働する用意がある。健康への重大な影響を含む、合成薬物の脅威に関するG7首脳声明を想起し、我々は、「合成薬物の脅威に対するグローバル連合」を支持する。

我々はまた、オンライン及び世界中の我々のコミュニティにおける児童の安全を確保するため、あらゆる形態の児童の性的搾取や虐待に対処することへの我々の揺るぎないコミットメントを継続する。情報技術部門を含むあらゆる部門が、児童の安全を優先し、この恐ろしい犯罪と闘うための取組を強化し、役割を果たすことが不可欠である。

# く民主的プロセスの堅持>

世界中で何百万人もの人々が彼らの指導者や代表者を選ぶこの年に、我々は、民主的価値及び人権を守ることへの我々のコミットメントを再確認する。新興技術の急速な進化の中で、我々は、我々の民主的制度及びプロセスにおける外国からの情報操作及び干渉(FIMI)について、また、試みられる干渉キャンペーン、悪意あるサイバー活動及び国境を越えた抑圧が共にいかに主権及び民主的価値を損なうかについて、これまで以上に懸念している。

我々は、人権尊重の慣行を通じ、また、表現の自由、及び自由で、独立してかつ多元的な報道機関を支持することにより、FIMIの脅威をより良く予防、探知及び対応するための協調的な取組を強化することを誓う。我々は、我々の関係閣僚に対し、情報操作に関する外国の活動を公にさらすことを含め、民主主義に対する外国の脅威に対抗するための共同の対応の枠組を年末までに設けることにより、G7即応メカニズムを補強するよう求める。我々はまた、情報技術企業、特にソーシャルメディア・プラットフォームに対し、FIMIキャンペーン及びこの目的のための人工知能(AI)の潜在的な濫用を防止及び対抗するための取組を強化し、これらの課題に関するより高い水準の透明性と説明責任に向けて取り組むよう求める。

我々は、事実に基づく、質の高い、信頼できる情報の推進に向けて取り組むために、政府及び 非政府のパートナーと我々の協力を継続し、特に国連(UN)及び経済協力開発機構(OECD)に おいて、関連する国際的なイニシアティブを支持する。

# く腐敗対策>

腐敗及び関連する不正資金は、公的資源を流出させ、組織犯罪を助長し、民主的ガバナンス及びSDGs全体にわたる進展を損ねる。我々は、「腐敗対策に関するG7ハイレベル原則」を支持し、既存の格差に対応するための技術支援及び能力構築を推進することにコミットする。我々は、

腐敗との世界的な闘いにおいて、国連腐敗防止条約(UNCAC)が果たす基礎的な役割を再確認し、同条約の実施レビュー・メカニズムの有効性を更に高めることにコミットする。我々は、腐敗行為の当事者による我々の領域及び金融システムへのアクセスを拒否することの重要性を強調する。

# <結論>

我々は、G7のエンゲージメント・グループとの交流及びそれらグループからのインプットに感謝する。我々は、更に、プーリアで我々に加わったアフリカ開発銀行(AfDB)、国際通貨基金(IMF)、経済協力開発機構(OECD)、国連(UN)及び世界銀行(WB)の長からの貴重な貢献に感謝する。

我々は、パリ・オリンピック・パラリンピック競技大会を期待し、全ての国に対し、2023年11月15日に採択された国連総会決議「スポーツとオリンピックの理念を通じた平和でより良い世界の構築」に規定されたオリンピック休戦を個別に又は集団的に遵守するよう要請する。

(了)